

令和2年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年12月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年12月14日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和2年12月14日		午後2時33分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	4番	坂口 幸法		11番	猪原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教 育 振 興 課 長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	—		教 育 振 興 課	大 森 ・ 中 村	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋		健 康 ・ 保 険 課	和 泉 ・ 那 須	
	総 務 課 長	仲 川 広 人		町 民 福 祉 課 長	大 石 浩 文	
	総 務 課	金 子 め ぐ み		町 民 福 祉 課	長 田 憲 士	
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子 ども 対 策 課 長	新 堀 英 治	
	企 画 観 光 課	山 村 忍		子 ども 対 策 課	大 石 尚 美	
	税 務 課 長	平 川 博		環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信	
	税 務 課			環 境 整 備 課		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一		農 林 課 長	水 田 寛 明	
	会 計 室			農 林 課	那 須 隆 二	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第31号	多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第32号	多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第33号	多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第34号	令和2年度多良木町一般会計補正予算（第6号）
議案第35号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第36号	令和2年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第37号	令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第38号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 31 号」 多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 31 号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番(久保田 武治君) まずですね、今回上程されました条例で、議員及び町長選挙を公営とするということについてはですね、議員の役割から見ても公費負担とすることは全体として前進であり、評価をしたいというふうに考えております。

ただこの条例の前提になる国会でのですね、公職選挙法の改正については、私の党は反対をいたしました。その理由は、公費負担と抱き合わせに 15 万円の供託金が導入されている。これは全国の自治体で今議員のなり手が少ない、あるいはいないという中で、女性や若者の立候補のハードルを高くするってということになるという理由で反対をしました。

そこで質疑なんですが、今回の条例でビラ頒布の上限が 1,600 枚、そしてビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様にすることとなっているっていうことでした。

それで私もちょっといろいろ公職選挙法やいろいろ市議会議員にも問い合わせてみましたが、まだ条例が要するに設置されていないので、その辺についてはよくわかりませんでした。

そこで今私が申し上げた内容については一体どのような配布方法、あるいは制限があるのかどうか、その辺との関係でご説明いただきたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) お答えいたします。ビラの頒布につきましては、だいたい規格とか、そういったものにつきましても、公職選挙法の方で規定がされておまして、まずあの届出につきましても、条例の方でも規定をいたしているところでございますが、まずあのビラの規格といたしまして、ビラの大きさがですね、長さ 29.7 センチメートル、幅 21 センチメートル、いわゆる A4 版になりますが、これを超えてはならないということになっております。

それから頒布責任者などの氏名が記載されていなければならないということになっております。ビラの記載内容については、制限はないということです。

次に、ビラには証紙を張らなければならないということで、選挙管理委員会の交付する証紙を張りつけする必要があるということでございます。

それから頒布方法につきましては、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、それから個人演説会の会場内、または街頭演説の場所における頒布の方法に限られるということになっております。以上でございます。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 32 号」 多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 32 号、多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) 今回の条例改正では、新たな課の設置、課の名称変更による分掌事務の変更などがなされるわけですが、大事なことは、職員の皆さんが働きやすい、仕事がしやすいということがまず一つですが、何よりも大事なのは、役場を利用される町民へのサービスが充実しなければいけません。

そこでですね、新たに今回、そういう課の設置、移動もろもろ含めてやった場合に、利用者の方がたらい回しにされないのかどうなのかという、当然そういう懸念が出てきます。ですから事前の町民への周知、あるいはそれぞれでの窓口での適切な案内、あるいはそういう対応が求められると思うんですが、そのことについてどのようにお考えか、例えば一定期間ですね、総合窓口の係を置いてきちっと懇切丁寧にその要件をこちらへどうぞ、こちらへどうぞというふうなことを含めたそういう対応を考えておられるのかどうなのか、その辺の周知方法について伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 仲川総務課長。

○総務課長(仲川 広人君) お答えいたします。周知方法につきましては、これあの議案説明の時にも申しましたとおり、まずあの町長選挙の後に、この条例改正を執行するかどうかの規則は新しい町長が制定されるということで申しましたので、その後になりますので、それから広報紙、回覧などを使って周知は図っていきたいと思います。

また申されましたとおり、課の移動が生じますので、案内といいますか、そちらについては、1 番やっぱこう 1 階のフロアの方がそういった対象になるかと思っておりますので、それはまた、1 番最初に来られるところの部署の方ですね、案内などは行っていただくようにしたいというふうに検討するように思っております。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

ては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第33号」 多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、議案第33号、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第34号」 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第34号、令和2年度多良木町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番猪原清さん。

○11番（猪原清君） 一般会計補正予算の歳入の部は10ページ、民生費県補助金の節の2、老人福祉費県補助金のところで介護基盤緊急整備特別対策事業費県補助金、施設開設準備経費助成特別対策事業費県補助金、これが3,360万と755万1,000円、それと同じく歳出でいわゆるトンネル補助ということですので歳出の17ページ、同じ名目の補助金あります。これ公募されたということなんですが、この公募には何社の応募があったのか、まずお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 猪原議員、一括質問ですので、これに対する質疑は1件でよろしいですか。

○11番（猪原清君） はい。

○議長（高橋裕子さん） よろしいですか、はい。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。応募があったのは2社でございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 2社ということで、選定される、これはトンネル補助ですけど町の指定権ですので、選定されるのは町ですけど、この指定基準というか指定要件はどのように定めてある、設置されましたか。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 要件ということでございますが、事前にですね、そういう要綱を作りまして募集をかけたところでございます。

ちょっと内容につきましては、手元にございませんでございまして、ご容赦願いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） 内容についてはまた詳しく個別に聞きたいと思うんですけど、なぜこういうことを聞いたかということ、県のトンネル補助ということですけども、実は前例があって、やはりこういう補助を受けて設立された介護保険事業所ですね、グループホームとか小規模多機能、老人介護施設は町の指定になりますので、これで先般のようなちょっと困った事例があったということ聞いてますので、そういうふうにならないように、やはり町が責任持って監査をする、そういう町が指定した事業所については毎年監査を行っている。監査を行ってそういう町が負担するような危惧の出るような事案が発生しないような対策をとっておられると思うんですけど、監査、毎年の監査、実地指導されてますか。町が指定する事業所に対して。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 監査ということでございますが、定められた規定に則りまして、指導等は行っておるところでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 1 点だけちょっと伺いたいと思うんですが、15 ページの目 13、諸費の中で、節 12 の委託料、顧問弁護士委託料っていうふうになっているわけですが、この事件名については既にご報告をいただいておりますので、要するにこの 80 万円の内訳っていいですか根拠といいますか、その辺をひとつ伺いたいのと、それから裁判の進行に伴って今後、新たなそういう費用負担が出てくるのかどうなのか、例えば成功報酬、もし勝訴すれば成功報酬ということが出てきますし、敗訴しても一定のそういう負担が生じるのかどうなのか、その点についてはどういうふうにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今現在補正予算に計上しております金額につきましては、今回一応、弁護士の方にどれぐらい費用がかかるのかの見込みをお聞きした上で予算の方は計上いたしております。

まず着手金と、それから成功報酬の分、あと人吉までの出張の実費を今計上しておりますが、今質疑がありましたとおり、裁判の進展とかによりましては、そういった報酬であったり、旅費などの金額もまた増額になる可能性がありますので、今後の裁判の状況次第ですね、今年度内でまた補正が発生するか、また長期になりますと、来年度の予算にも計上しなければならぬなど、そういったことは見込まれているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
5 番村山昇さん。

○5 番（村山昇君） 私は 26 ページ、ここに職員手当等の内訳の中で、超過勤務手当 2,256 万 9,000 円が 2,540 万 8,000 円ということで、今回 283 万 9,000 円補正をされております。

これは委員会でも申し上げましたが、農林課の方で林務係の方が 100 万程度補正がされておりましたので、職員の健康、あるいは過労死、いろいろなそういう点から尋ねてみましたが、今のところ大丈夫のようなことを言っておられますけれども、今回また 283 万 9,000 円という超過勤務です。

これ職員にある程度負担がかからないような超過勤務がされているのか、災害あるいはコロナ、いろいろなそういうことで職員の方に忙しいのわかりますけれども、そういうところの心遣いというか、そういうことがなされているか町長、総務課長、見解をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。特に災害復旧に対応するための超過勤務手当が

今回補正で計上いたしているところがございます。

農林課につきましては、やはりその職員も不足が多少あるという話もありましたので、そちらにつきましてはまず総務課でふるさと納税の担当をしておりました会計年度任用職員を異動しまして、対応をお願いしたところがございます。

また環境整備課につきましては、過去に災害復旧の経験がある職員を税務課の方から人事異動で配置して、そういったよう人員配置については対応をしたところがございますが、何分あの災害復旧の査定あたりもこうかなり本数も多いところで、その準備に対しての超過勤務が増えているところがございます。

ただまたそういったよう職員への気遣いにつきましては、それぞれ担当課の方ですね、無理がこないように、課長会の方でもお願いをしているところがございます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私もかなり遅く帰るときに、だいたい林務課の方、それから農林課、そして環境整備課、皆さん残って仕事をしておられます。特に環境整備課あたりは土日返上でフル回転をされてます。

原因がですね、やはり今総務課長が申しましたように、今回の7月豪雨の災害によって仕事が増えていると、今査定も始まっているということで、なかなか厳しい状況で、例年でありましたらですね、こういう残業っていうか、超過勤務はないと思うんですが、今回、こういう災害が起きたために、緊急にみんなで対応しなくてはいけなくなったということですので、そこらあたりは担当課に、総務課長が言いましたように、その担当課長、そして私たちが常々見回ってですね、そこらあたり、身体に変調をきたしたり、そういうことがないようにですね、見ていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和2年度多良木町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第35号」 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第5、議案第35号、令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 36 号」 令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第 6、議案第 36 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 37 号」 令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第 7、議案第 37 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 38 号」 令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第 8、議案第 38 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第9、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

9番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9番久保田武治さん。

久保田武治君の一般質問

○9番（久保田 武治君） おはようございます。まず、町長との一般質問でのやりとり、ひょっとしたら最後になるかもしれませんが、とりあえずこの間のご奮闘に労いと敬意を表して質問に入ります。

まず最初の町長マニフェストの到達点についてっていうことで上げています。在任期間が約2カ月切りました。マニフェストに掲げられた若者の人口増と雇用の確保、企業誘致、農林畜産業商工業の支援、多良木ブランドの確立などの到達点について簡潔に伺いたいというふうに上げています。

町長のこの間の実績、総括については、この後数名のですね、同僚議員からもさまざまな角度からの質問通告がなされておりますので、私は今、述べた問題について、簡潔な答弁をですね、求めるということで上げているわけです。

まず吉瀬浩一郎後援会が発行されたビラの中で、町長が掲げられたスローガン、町のあしたを考える創造力あふれる政治を目指します。働く場所をつくり産業を支援し、利益を上げる。で、みんなで豊かになる。とのくだりがあります。

その中で、若い人が集まる魅力的な町にそのためにこそ、若者の人口増と雇用の確保が挙げられているというふうに思うんですが、この点については、どこまで達成をできたというふうに評価をされているのか。まずそのことについて伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。最初に、ご質問されてるこの部分については、非常に多岐にわたりますので、私も最初、1番最初の方だったので、作成するときにですね、かなり分厚い資料になりました。実は前もって後で、短くしてくれということでおっしゃいましたので、極力短くして、3分の1くらい縮めましたけれども、しかしそれでもかなり多くなってしまいましたので、ここらあたりを途中で待てが入るかもしれませんが、すいません、

そこらあたりは議員の方で適宜間に入れていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

まず企業誘致に関しましては、活動として、会社訪問等々やってまいりました。1度や2度訪問して、多良木町に工場をつくって、会社をつくってというふうな形ではなかなかできないということは、もう現場で何社か面談をしたときにですね、感触として大体わかりましたので、結果をまず申し上げますと4年間で企業誘致はできなかったということですね。

その中でもいろいろな事象が出てきまして、まず誘致企業のナビックさんですね、こちらが新しい新鋭の機械を入れるということで、熊本県と立地協定、熊本県と多良木町とナビックさんと立地協定を改めて県庁で結ばせていただきました。このときは副知事も同席をしていただいたんですが、新しい機械の導入と10名の雇用を行いますということで、立地協定を行いました。

それからもう一つコロナ禍で、Webライターですね、IT関係のWebライターのこと、方々の講座をですね、開いていたんですけども、これがコロナ禍でちょっと一時中断をしまして、現在、やっていないんですけども、こちらは東京の仕事ももらって、こちらの方が東京に納品をするという仕事をやるんですけども、協定を結んでおりますマミーゴーさんという会社でこちらのライターの方が4人おられます。今度その中のお一人に別の仕事ということで、多良木町の議会の議事録を作成していただけないだろうかということで、その話が今進んでいるようです。

もう一つ、これはご家族の方がちょっと私知り合いですね、それがこちらに来るまでいろいろと話をされていて、個人的にも相談を受けておりましたが、関わっていた、企業ではないんですけど、大手のコンビニのチェーンの進出がっております。警察の側ですね、そこで雇用も生まれております。

それから、町内に新たに飲食業種に8店舗の新しい店舗が展開をしております、こちらがやはり人の雇用ができてるということですね。

それから地方創生関連では、これは昨年と一緒なんですけどドレッシング工場の方にお2方、それから財団で2名ですね、代表理事を入れますと5名の雇用が生まれているという、これは去年から引き続きなんですけど、それからこれは個人の方の経営になりますけれども、宗像先生が居住をされていた、住んでおられたところの場所に、TARAKIYAという会社、会社というか障害者の方の就労支援施設、そこで宿泊施設とか、それからレストランとかをされるということで、こちらは国の方から直接補助金をもらっておられます。これが今年の9月からですかね、事業を開始されておまして、今度の来年の4月1日から正式に宿泊とレストランを開業されるというふうな予定になっているそうです。

そんな感じで雇用の場は少しずつ広がりつつあるんですが、これらは企業誘致ではないですね、言ってみれば事業誘致のような形になるんですが、先日上京の折に、都道府県会館に4社来ていただいて、面談をいたしました。いずれも東京に本社を置いておられる会社なんですけれども、こちら地方創生の方でお声がけをいただいているんな会社が集まっていたんですが、多良木の地方創生に大きな関心を抱いていただいていると、そういう会社になります。まずDeNAですね、球団を持っておられるいわゆるDeNAです。あそこの球団、IT関係もかなり深くやっておられる会社なんですけど、それからグループに東急デパートとか東急電鉄あたり、東急観光などを持っておられます、東急エージェンシーという会社、こちら多良木に関心を持っていただいております。それからスリーエスキャピタルという会社があるんですが、こちらは企業から顧客にアプローチをするという形の会社の専門の組織なんですけど、民泊業、それからベンチャー立ち上げのアドバイザー、それからアウトバウンド、これが顧客への顧客へ会社からアプローチをする会社ということですね。それから日中貿易も何かプロデュースをされているということ。それからバケーションレンタル事業をやってるス

リーエスキャピタルっていう会社があります、こちらから来ていただきました。それから、新しい形の場もしくは仕組みを提案するというので、コークッキングという会社、コークッキングですね、という会社があります。それから ADDRESS という、今 ADDRESS と契約しているのは、ブルートレインの部屋を ADDRESS と契約してるんですが、月に4万円 ADDRESS の方に振り込んだら ADDRESS が持つてる全国のどこでも利用できるというそういう会社なんですけど、こちら、この4社と面談を行いまして、いろいろとお話をさせていただいて多良木にかなり興味を持っていただいております。

それは今後の展開でいろいろな事象がですね、出てくると思うんですが、はい、手が上がりましたね。すみません。ちょっと短めにしますが、企業誘致の概念がですね、少しずつ変わってきて、これまで4年間にお会いした企業の中で、多良木町に誘致をされる企業はありませんでしたが、例えばシタイギさんというご本人が熊本県の高校を卒業されて東京でIT関係の仕事をしている会社なんですけど、こちらのようにずっとつながりを維持していただいている会社もありますし、この10年ほどの間にですね非常にこう、当然と思われた仕事の形、それから認識あたりがかなり変わってきておましてですね、やはり企業ごと地方にそのまま、なんですかね、企業誘致をされるという会社はなかなか少なくなってきたということです。

これから企業誘致という言葉は、ま多良木町の場合は事業誘致という言葉にですね、変えさせていただければというふうに思っています。今後は学術的な、ここで終わります、学術的な範疇に事業誘致という言葉ないんですけど、しかし、事業誘致というのを今後の政策とさせていただきますというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） あれこれですね、今答弁ありましたが、企業誘致そのものには成功しなかったけども、しかし雇用の創出、あるいはそれに関わるですね、いろんな意味での先々の可能性そういったものについては開拓されたというふうに評価をしたいというふうに思います。

次にですね、利益を生むための農林畜産業商工業の支援について、どこまでなされてどのような政策の効果が上がったのか。

今回、これはブランド化との関係でも出てきますが、今回九州のお米食味コンクールで本町が3連覇、大きく報道されておりましたし、いろいろ引き合い、注文、そういったことがあるというふうに聞いております。

今申し上げたことも含めて、この支援の政策結果それについてはどんなふうに評価をされているのか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、確かに利益を生むための農林畜産業に関してですね、頑張るというふうには書いてるんですが、就任以来、担い手対策補助金制度ですね、これをそれから、農業総生産額の上位品目の支援を行ってきてます。それから新規作物の施策、それから、高額で市場に出ます野菜、こういったものの定着と価格の安定化を図ってっております。

また、経営所得安定対策事業推進のための農業者団体あたりとの連携体制を図ること。それから戦略作物の生産振興を図るということで地域農業に力をつけていただくために、農林課とともに、いろんなことをやってきております。

また、集落営農組織の広域化の推進と再編、それから統合も重要な努力目標としてきておりましたので、そのために、県とJAさん、それから町などの団体がですね協力して、これらに係る事務的、財政的な支援をしております。生産性とですね、経営向上を目指して、産業振興資金貸し付け、貸付事業ですね、こちらも行っております。やる気のある農業者の方への資金の貸し付けを行うことによって、個々の農家の経営改善にこれは役立つのではな

いかなというふうに思っております。

それから認定農業者育成の制度ですけれどもこれはご承知のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想というのがありまして、これに基づいて農家自身で作成をされました経営改善計画書を実現するために、相互の親睦と融和を図り、情報交換と研修によって水準の高いプロの農業経営者になっていただき、経営の安定化を目指していただくということで、常々これは事業を行っております。

その他に環境保全型農業の直接支援対策事業というのがありまして、こちらでは化学肥料とか農薬の使用を極力抑えてやるという、そういう農業ということで温暖化に配慮しながらですね、生物多様性の保全の意識高揚に努めております。

また、議会から要請のありました振興作物機械の導入支援事業に関してはですね、3年間やってきておりまして、これも町の振興作物を生産する担い手農家の農業者を対象に、農業機械等の導入を支援する町単独事業で、議会、すいません機械施設の整備費の3分の1を50万を上限として補助をいたしております。3年間補助をしてきました。

また、中山間地等直接支払い交付金事業とか、多面的機能支払い交付金などの活動を進化させてきまして、畜産農家の支援ではですね、優良畜産雌素牛、優良繁殖雌素牛確保促進事業で優良な雌素牛を自家保留した場合に、畜産農家に対する補助を継続をさせていただいております。それから、優良繁殖雌素牛導入促進事業では繁殖雌素牛を導入していただいた畜産農家に補助をさせていただいております。

総生産が全体で計算したときに、全体では何億というふうにあるんですけど、その中で比較したときにですね、123万円ほど、これは前年、対前年比なんですけど上がっておりますので、全般的に成果は上がっているというふうに思います。商工業の方もこれはまだ言っていないですか。はい。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今あれこれとですね、実際にこう施策として展開された内容について伺いました。

それで私が聞きたいのはその政策の結果がどうなったかっていうことを聞きたいんですが、ですから次に移りますけど、町のブランド化、それについては、町長はマニフェストの中で、本町に点在する上相良の歴史と日本遺産を活用して人を呼び込み、魅力的な町をつくるというふうにそういうブランド化とそれから、農産物に代表されるもののブランド化、この両方を進めるといふふうにおっしゃってましたね。

実際に今回のコロナも含めて、この歴史の文化遺産においでください、あるいはインバウンドっていうこと自体も全くそれこそできないっていう状態になっているわけですが、そのブランド化についてはどこまで到達しているのか、一つ二つの例で結構ですんで。はい。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、もう一つ商工業についてはどうなのかっていうことを聞かれてましたが、ここは端折ってよろしいですかね。はい、すいません。

ブランド化につきましてはですね、まず先ほど議員おっしゃいましたように、町のブランド化と、それから物のブランド化っていうことを言っておりますので、その両方についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

多良木町そのもののブランド化っていうことなんですけど、多良木町は日本遺産で言うところの相良 700 年の総計ということですよ。多良木に最初に相良家が頼景館跡というのがあります、これもいろんな論議があるんですけど、あそこに来られたというのが、一応の定説になっているわけですが、その後ですね、人吉市に政権が移る前は多良木町に八代当主頼観という方がいらっしゃるんですけど、この方まで相良家の当主がおられたんですね。その人吉市に政権が移った後にも、ちょっとこれは脇道に逸れますが、長福・長続という方がお

られてこちらの下剋上で、本来的な相良はそこで途絶えたのかなというふうな説もあるんですけども、直系の相良氏はそこで途絶えたにしても、しかし多良木町に相良氏があったということは、これはもう紛ごうことなき事実であったわけですが、そして 1868 年の明治維新です、日本が近代化を迎えたときに、多良木町は人吉市に次ぐ人吉球磨の中心ということで、そういう町がつくって創り上げておられたわけですね。

こういった歴史を踏まえて、そういう目で多良木町を見ましたときに、私たちの目に映ってきますのは、多良木町が球磨地方をリードしていた時代の記憶というんですかね、写真もたくさん残ってるんですが、そういうもの、それが時系列で言いますと、中世では頼景館跡であり、王宮神社楼門であり、青蓮寺阿弥陀堂、それから鍋城、久米城、治頼神社そういった文化遺産があるわけですが、それが近世になりますとですね、太田家住宅であって、近代に入ってから、五間道路であり、白浜旅館であり、旧高校の講堂であったわけです。こういうものはなかなかほかの町村にはないものです。

昨年ですね、東洋文化研究家のアレックスカーンという方がこられて研修センターでいろんな話をしていただいたんですが、多良木の可能性は限りがないと。1 回見せていただいたんですけど、すばらしいということで、平安後期の雰囲気があるというふうなことをおっしゃってましたが、この人吉球磨地方のフラッグシップは多良木町しかないというふうにおっしゃっていただきました。京都あたりにですね国宝級の文化財はたくさんあるんですが、歴史的に見ていくと、これは当たり前で、中世は京都を中心に歴史は動いていたわけですから、これ当たり前なんです、それがそういう中世の歴史の中であったものが青蓮寺阿弥陀堂に本院隠元という形で、阿弥陀三尊があるということですね。そこにはやはり歴史的の真影に迫る物語があるのではないかという、これはもうずっと思っておりまして、そこだけが持っている価値ですね、多良木町だけが持っている価値があると思います。

そういうかつての球磨の中心地であった、そういう歴史を持っている多良木町のいわば文化遺産それから文化的な資源を生かしたまちづくりを 4 年間、これまでやってきました。そして、昨年ですね、宗像家の宗像先生がいらっしやった、あそこからですね、多良木町に寄贈されたものがありまして、その中に豊臣秀吉の書巻が出てきたと。わかりました。そういうことですね。

○9 番 (久保田 武治君) やったことを聞いているんじゃないんです。

○町長 (吉瀬 浩一郎君) わかりました。はい、そこですね、そういう書巻については宗像才鶴への書巻というのがあったんですが、そこらあたりは今回シンポジウムをやるつもりだったんですが、それがコロナ禍でできなかつたっていうことはありました。球磨地方の核になる拠点づくりを今後も進めていきたいというふうに思っています。

それから物のブランド化ですね、こちらの方は、先ほど議員もおっしゃいましたが、12 月 4 日の熊日新聞にこめたらぎが写真で大きく取り上げられておりました。福岡の宮若市で行われました、九州のお米食味コンクール in 宮若というところで、多良木町の米が 3 年連続でグランプリを獲得をして、しました。これは数年前から地方創生の一環として、町が行ってます米のブランド化が 3 連覇を果たしていただいたということで、田んぼのチカラ研究会という勉強会があるんですけど、並みいるブランド化を持っていた今まで言っていた自治体、佐賀、佐賀市ですね、それから、そんなこう、いろんな米がおいしいと今まで言われた菊池とかですね、この宮若市もかなりそれでは自信を持っておられたらしいんですが、やはり多良木がそこでグランプリを取ったということで、すばらしい結果を出していただいたと思います。そこで多良木町の米はうまいという認識が皆さん、先ほど言われたように問屋さんとか仲買人さんの間でですね、今広がっておりますので、これは多良木町のほかの産物にも使っていけるんじゃないかなというふうに思いますので。

一部ではですね、これは学芸員の方から聞いたんですが、九州で 1 番おいしいお米を太田

家住宅で食べる贅沢とかそういうふうな形のツアーみたいなものができればなど。これはコロナ禍になると思うんですが、コロナ禍以降に、アフターコロナになると思うんですが、そういうことで、田んぼのチカラ研究会の皆さんにですね、心から敬意を表したいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） あれこれといろいろおっしゃいましたが、どうも到達がここまでできましたっていう、それが見えません。

それですね、ちょっといくつか用意していたんですが、これだとちょっと私の質問を終わりませんので、総じてですね、この4年間をどのように総括、自己評価されているか、つまりめいっばいやってそれなりの実績が上がったのか、あるいは、まだなかなかちょっとやりたいことがあったから、あったけども、そこまで到達できなかったとか、そんな思いも含めてですね、おありだと思うんですが、例えばその自己採点をするとしたら一体何点なのかということも含めてですね、町長ご自身のことですから、簡潔に総括、自己評価をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 総じてどのような総括をしているのかということなんですが、いろんなことを考えていて、マニフェストにも書きました。でも考えておりましたことの中にはできたこともありましたけれども、やはりできなかったこともあったと。そして、できなかったことの中でまた継続しているような課題が今出てきているということは、議員のおっしゃったとおりだと思います。

ある程度まではできたんじゃないかと思うのは、国も県にもお金がない中で、もちろん町にもお金がない中で、昔の時代と今ちょっと時代が違ってきておりますので、なかなか補助金等々を探して大きな事業をやるということができなかったというのがありまして、こちらはやはりちょっと心残りがあるというふうに思っております。

ある程度までは達成できたんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺り、やはり出来なかったことと出来たこと、先ほどいろんなことを申し上げましたが、そういう中で、マニフェストに書いてあって出来なかった企業誘致とかですね、そういうことは、それから人口を増やすことができなかったということ。こちらはやはり反省をしなくちゃいけないかと思うんですが、日本全体が人口減らす中で、どうやって人口を、これから維持していくのかということが、これからの課題になってくるかなというふうに思います。

採点というのはちょっと、自分で何点って言うのは、なかなか言いにくいですので、こちらは皆さん方をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 二つ目のですね、残りの期間に最優先で何をその取り組むのか。

先ほど申しましたように、もう2カ月切りました。その中で最優先でですね、これだけはやはりやっておきたいということがあれば答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 残りの期間に最優先で取り組む施策は何かということですが、先ほどお答えしましたように多良木町に対する興味人口、それから交流人口、そして関係人口、できれば移住定住にこれを結びつけることができたらというふうに思っています。

こういう考え方をもとに、議会の皆さん方のご理解のもとに、法人を今回設立させていただきましたので、この財団を中心に地方創生の一つの柱としての多良木地域イノベーションという、プロジェクトを進化させながらですね、外部と多良木町の交流を進めていければと、まずここから、次は、入っていければというふうに思っています。

そのほかにもいろいろありますが、まず、最優先でっていうことになりますと、やはり多

良木財団の今後をですね、しっかりと、これが2年、地方創生の国の補助は2年間続きますので、その2年の間に自分で自走できるような形の財団にしていければというふうに思っております。その方に力を入れたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 町長が掲げられたマニフェストっていうのは、この間実施されました学校給食費の半額助成、あるいは入学祝い金、高校通学費の助成などの子育て支援策、こういったものをですね、かなりおやりになった。それとともにその4年間では到底達成できない持続的系統的に追求しなければならないマニフェストも当然あるわけですね。

ですから、そこで自らですね、掲げたマニフェスト達成のために、引き続き、例えば町政を担う決意を固めておられるのか、あるいは後進に託されるのか、はたまた熟慮中なのか。私は出ますか出ませんかという質疑は通告してませんからあれなんです、そのことについての自らの結論は出されているのかどうかということだけちょっとお聞きしたいと思います。後については、このあとで同僚議員が質疑を入れてますから。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、この一般質問の内容につきましては議会運営委員会でこういう形でやりましょうということで申し合わせができておりますので、ご質問にはなかなかお答えしにくいんですが、次の方のご質問にそういう項目が入っておりますので、そちらはもう決めております。

それはどういうふうに決めているのかは、この次のご質問のときにお答えしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 久保田議員。

すいません、ちょっと休憩をとりたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

ではコロナ対策のために換気をしたいと思いますので、ただいまから暫時休憩と致します。

（午前10時54分休憩）

（午前11時2分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。9番。

○9番（久保田 武治君） 二つ目のコロナ対策と支援策についてということで、幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず一つ目、県内でも自治体職員の感染者が続出しております。そこで対策が十分になされているのかどうか、あるいは感染が発生した際の対応についてどのようになっているのかということをお尋ねしたいんですが、今月5日に阿蘇市税務課の職員、さらに山鹿市職員の感染、その前は東京出張の上天草市長、熊本市の職員感染など、県内でも自治体職員の感染が広がっております。

そこで本町職員の対策、いわゆる庁舎内外、十分になされているのかどうか。

実はですね、9日付けの熊日新聞のこちら編集局っていうのを町長もご覧になったかもしれませんが、要するに、本当うちの息子に腹が立ちます。公務員なんですが、この新型コロナウイルスの感染者が増えているときに、職場の忘年会に2回も行きました。私も息子の嫁も止めたんですけど、全く言うことを聞きません。上司が言うけんしょんなかと言うそういうくだりなんですね。

それで本町にはそういう上司はいないと思うんですが、今私が申し上げたことも含めてどのような対応対策がとられているのか、まず伺いたい。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。まずあの、熊本県が作成しております感染防止対策チェックリスト、それから熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部が発表します、リスクレベルに応じた対応をまず基本として対策を行っております。

個人で行います対策としましては、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、それから出勤前の検温の実施や不要不急の外出の自粛、行動記録をつけるなど、各自責任を持った行動をお願いしているところでございます。

また職場での対策といたしましては、密閉空間から密集場所、密接場所を避ける 3 密の解消ですね、また窓口にパーテーションを設置するなど、人と人との距離の確保、手で触れる設備などの消毒などを行いまして感染防止対策は徹底して行っているところでございます。

また飲食についてはですね、特に制限はいたしておりませんが、国が発出しております、飲食を伴う場合には小人数でとか、短時間でとか、そういったことは周知をいたしておりますのでそれに基づいて行動をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） そこでですね、仮に感染者が出た場合、その対応マニュアルっていうものが作成されているのかどうなのか、そして全職員で共有されているのかどうなのか。

当然、もし感染者が出れば庁舎を 1 日 2 日閉庁して、消毒を徹底的にやるっていうことはどこでもやっておられますが、今私が申し上げたことを含めて、答弁をいただきたい。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。発熱とか、風邪症状などの体調不良者が出たときの取り扱いとしましては、まず症状が消失、軽減するまで休ませることが基本としております。

まずあの課長などに相談をしまして、かかりつけ医またはコールセンターへ相談した後に検査の実施とか、自宅療養などについて保健所などからの指示を受けることといたしております、こちらのそのマニュアルといいますか、対応につきましては、もう既に 4 月の時点で対策本部を設置しまして、そのときにも課長を通じて職員に周知をいたしてございまして、またそのあと近ごろでしたですね、そのかかりつけ医の部分が入ってきましたので、それも含めてまた課長会で周知をいたしているところでございます。

また感染者、それから濃厚接触者となった場合だけでなくですね、体調不良で感染が疑われる場合において、特別休暇の取得ができるように、そういった措置は行っているところでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） それでは二つ目のですね、高齢者施設等での PCR 検査を自治体独自で実施取り組みがですね、あちこちで始まっているんですが、それが検討できないかということですか。

実は私、先日の公立病院議会でもシルバーエイトを対象に取り上げました。11 月 19 日付けで厚生労働省が高齢者施設等への重点的な検査の徹底についてという要請の事務連絡を出してるんですが、まずそのことについてご承知かどうか。その内容もご覧になってるかどうかちょっとまず伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

ただいま議員が申されました文書については承知いたしております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 町長もご存じでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、健康・保険課からファイルが回ってきておりますので。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） これの概要なんですけど、一つは高齢者施設等の入所者または介護従事者で発熱などの症状がある人は、必ず検査を実施して検査の結果、陽性の場合に入所者及

び従事者全員に原則として検査を行う。もう一つは高齢者施設等が必要と判断し、実施した自費の検査は、新型コロナ緊急包括支援交付金の補助対象となるということで、これは町内のですね、高齢者施設でのクラスター対策として、陽性者が出た施設での入所者と従事者の全員の検査を求めるといった内容なんですけど、これを受けて、全国の市町村でこの間、高齢者施設等の職員などを対象にした、定期的な検査を実施する自治体が広がっております。政令市では神戸市あるいは沖縄県が補正予算を組んでおります。自治体でも、今そういう構想が出ているというふうになっております。

そこでですね、町内にある高齢者施設などでのPCR検査を検討できないかということなんです。ただ、これには費用が2分の1町持ち出しってというのがあるので、なかなかネックになってるっていう話もあるんですけど、そのことについての検討をなさるおつもりがあるのかないのか。まずそのことだけちょっとお伺いします。

○議長（高橋 裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 私の方からお答えさせていただきます。ただいま申されました事務分掌ですね、その中でですね、その文中で高齢者施設等での検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化ということがされております。

この内容といたしましては、一部抜粋でございますが、1週間当たりの新規陽性者が人口10万人当たり10人を超えた場合、都道府県において至急取り組むこととされております。

ちなみに、熊本県の感染状況でございますが、12月6日から12月12日の感染率でございますが、144名でございますして10万人当たり引き直しますと、8.24というふうになっております。こういうことございまして、国が言う、直ちに取り組むべき地域となっております。しかしながらですね、議員ご存じのとおり、最近では熊本市とか、中心で起こっておりますが、新たに人吉でも小人数ながら、発生している状況でございます。

そういうことございまして、高齢者施設等での自治体独自のPCR検査ということでございますが、直ちに取り組むべき地域にはなっておりませんので、現時点では考えておりませんが、今後のですね感染状況等を勘案しながら、県あたりと協議検討させていただければと思っておりますのでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今課長の答弁ですね、そういうことになるとは思いますが、ただですね、専門家会議が指摘しているのはそういう事態が起きてからは遅いんだと、後追いはだめなんだっていうことを言っとるわけですね。先手を打つべきだっていうことを言ってます。

もちろん予算の兼ね合いもありますから、あれですが、しかしまさにそういう検査を幅広くやって、事前に抑えこんでしまう、ということが大事だというふうに思いますので、その点も含めて検討いただきたいということを申し上げておきます。

三つ目、町民への生活支援策としてどのような施策をお考えかというに移ります。この間、各自治体でさまざまな支援策が打ち出されております。全住民への商品券配布、本町もくらし応援券5000円ですね、配りました。あるいは現金による給付1万円、2万円、全員に振り込むあるいは支給するっていう自治体もありました。隣の湯前町では、年末年始にかけての食事券の配布、湯前おいしか券、1人当たり2000円なんですけど、お年玉が売りなのか、そのへんちょっとわかりませんが、飲食業を支援するということだと思います。

本町でもこれまでにマスクの配布、先ほど申した5000円のくらし応援券、それから家賃補助それから農林業の経営持続化支援金などの支援策が講じられてきました。しかしながら、コロナは留まるどころか新たな広がりを見せております。とりわけ中小零細企業、飲食業の経営者や従事者への不安、また元々の収入が少ない世帯の生活不安も、なおさら募っています。今後、マスクも消毒薬も買い続けなければなりません。

そこで、今後の支援策としてどのような施策を検討されているのか。実は5000円の商品券、

応援券は今回補正からおろされたといういきさつもありましたが、今、緊急にどういふ支援をお考えになっているのか。その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。町民への生活支援策といたしまして、国で制定されております新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というものがございます。本町におきましては、第1次、第2次合わせまして3億8879万7000円が交付限度額といたしまして、決定され、もう既に概算払として受け入れをしているところでございます。

ただいま議員申されたとおり、住民生活への支援策といたしまして、直接交付をして支援するもの。それから、事業所等へ補助等をいたしまして間接的に支援するものということで、直接支援するものとしたしましては、くらし応援券、プレミアムつき商品券の発行補助、こういったものをさせていただいております、合わせて5773万5000円の予算を計上しております。

次に間接的に支援ということでございますが、訪問診療に係る車両の購入補助それから事業所等が借り入れを行う際の利子補給、事業所等の家賃補助、それから経営持続化補助金等合わせまして6102万2000円を予算化をしております今執行をしている段階でございます。

今後でございますけれども、第3次があるというふうには情報は得ておりますが、まだいつどのくらいの規模でっていうのがはっきりいたしておりません。今まで執行しております予算の残、執行残等を見極めながら、今後の第3次の交付決定等を見て、今後の対応策は検討していくということで考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 全町民へのですね、即効性のあるそういう施策をですね、是非講じていただきたいと思います。

4番目、親の貧困化が進行する中で、子育て支援策として何をお考えかというところで、例えば学校給食費の助成、子育て給付金などそういったものを含めて検討できないかということなんです。

今回政府が1人親世帯への臨時給付金による支援策を決めました。5万円、して1人目に3万円とかっていうふうになってますね。ひとり親世帯の七、八割が年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと言われます。親の貧困は当然のことながら、子どもの貧困に連鎖します。子育て世代の親も児童扶養手当などの支援があるとは言っても、子育てには相当の負担がかかっています。ましてや、コロナによってますます苦しい生活を余儀なくされる家庭も増えています。

そこでコロナ禍の子育て支援策として、学校給食の支援に乗り出す自治体も出てきています。また子育て世代への給付金を検討する自治体もあります。そこで子育て支援策として、どのような支援をお考えなのかということで答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長（新堀英治君） それでは、お答えさせていただきます。コロナ禍における貧困家庭の子育て支援策ということですが、厚生労働省の資料から世帯別に見ますと、ひとり親家庭の世帯の貧困率は2018年で48.1%となっております。およそ半数が貧困状態であると報告されております。

コロナウイルス感染症が拡大する中で、子育て世代に対して家計にどれだけ影響があっているかということにはなかなか把握が難しい状況にあります。その中でも、雇用の不安定なひとり親世帯が特に影響を受けているのではないかと考えております。

先ほど議員が申されましたとおり、ひとり親世帯への支援策としましては、国が児童扶養手当を受給されている世帯を対象に、また、その他の条件を満たした世帯に対して臨時特別給付金が支給されております。本町におきましても、107世帯が支給対象となり、支給額が最

も多い世帯で16万円、少ない世帯で5万円が支給されております。このひとり親世帯の臨時給付金につきましては、報道等で既にあります通り、再度の支給が閣議決定され、年内にも支給される見通しです。また、熊本県も独自の支援策として、国が行ったひとり親世帯臨時特別給付金の対象となった世帯に一世帯当たり2万円が支給されております。

今回新型コロナウイルス感染症対策に関する町独自の子育て支援策は行っておりませんが、貧困家庭に限らず、本町では既に学校給食費の半額助成、医療費の18歳までの無償化、昨年度から実施しております高校通学定期購入費の3割助成など、子育て世帯への財政的支援を行っている状況です。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今、課長が答弁されたことは当然現にやっておられることなんで、次に何をやるかっていうことをちょっと伺いたかったんですが、町長にちょっと伺います。

今回、骨格予算っていうか暫定予算みたいなものなんで、どういうものを盛り込むかっていうのはいろいろご苦労があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、各町村のコロナ対策がちょっとバランスが崩れてきていると思うんですが、本当はこの交付金は町全体のために使うというのが本当だと思うんですね。

例えば、災害が起きたときに備えて備蓄倉庫を新しくつくるとかですね。それからもう今リサイクルが29年目に入ってますので、その29年目、50歳代だった人は79歳になっているという高齢化が進んでかなり危ないっていうところもあって、密を避けるという意味からリサイクル関係の、これは後で質問が出てくると思うんですが、そういうことに対してお金を町全体に行き渡るような形でお金を回すということなんですが、お隣の町は選挙前にいきなり2万円ということで交付されましたけれども、議員の皆さん方に今回ご相談をして、結局取り下げましたけれども、これは多良木町の商品券のようなものを今回やりましょうということで、皆さんとも合意ができるかなと思ってたんですが、しかし、ちょっと時期が時期的にですね、難しかったので、これは第三次補正予算が出た後には、ぜひですね、また考えさせていただければというふうに思っております。

それともう一つは基金の問題なんですが、これが非常に厳しいところで、こっち側のお隣はかなり基金に余裕があるということ、それからM村とI村もかなり余裕があるということ。多良木町の場合もやっぱり住民の方が多いですので、なかなか皆さんに行き渡るようにということ、サービスをやるにはやはり国から第三次補正とか、そういう形で来ないとなかなか難しいと思いますので、今後は先ほど、担当課長も言いましたが、その延長線上に何かないかなということ、新しい予算としてまだ具体的には話はしておりませんが、令和3年度の予算の中に幾らか盛り込めればなというふうには思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 確かに全体へのですね、波及効果のある政策っていうのはなかなか予算の関係もありますからですね。私は子育て支援のことをずっと一貫して申しましたが、時々ですね、じじばばのことも言うてほしいというふうにならないうわたりするわけですね。高齢者ももっと大変だということもありますので。

ですから効果的な施策を重点的に絞って、しかもそれを循環的に継続的にやっていくっていうことになればね、みんながその恩恵を受けるっていうふうになりますのでそういう施策をですね、ぜひ展開を考えていきたいということをお願いして、三つ目のですね、川辺川ダム建設についてということで上げておりますので、そちらに移りたいと思います。

これ7月豪雨以降のですね、川辺川ダム建設の動きについてですが、町長よくよくご存じのように、豪雨直後に経団連の副会長でですね、ゼネコンの大成建設の社長が今回の熊本豪雨、これをですね、人災だということにして県知事を非難した文書を週刊誌に投稿してるん

です。要するに蒲島知事の責任なんだと、今回の場合人災なんだと。そしてですね、当時の菅官房長官にダム建設を要請して、菅氏はダムは効果があるというふうに述べました。

実はこの間ですね、大手ゼネコンは自民党に 1 億 2000 万円の政治献金をしています。オリンピックの工事が終わって、コロナで海外の仕事が不調なゼネコンがダム建設に強い意欲を持っておりまして、その要請にこたえて、菅総理が総理大臣として、所信表明で初めてですね、ダム建設を入れました。そういう経緯があります。

よくよく見るとこれはですね、お代官様と越後屋の構図です。つまり検証委員会がですね、結論を出す前に既に国の方では、民意不在のダム建設ありきの政治路線が組み立てられていたということになるわけですね。その後、この動きを後押しするように、流域の市町で組織する川辺川ダム建設促進協議会が県庁に日参し繰り返しダム建設を要望する異常な事態がありました。最初はダムを治水の一つにというふうに言っていたのが、ダムを柱にというふうになりました。その行動に町長もですね、当然メンバーとして一緒に行動されているわけですので、この間の検証やダム建設についてですね、幾つか伺いたいと思います。

まず一つ。そもそも治水の専門家でもない市町村長だけが集まる検証委員会、治水協議会、そういったものをですね、国交省の説明や結果を追認するだけではなかったのか。なぜ河川工学や治水学、気象学、地質学、被災者も入れたそういう検証委員会をつくらなかったのか。その点について町長どういうふうにお考えなんですか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 経団連の方から 1 億ぐらい政治献金が行ってるんですかね。それはちょっと知りませんでした。

私たち川辺川ダム促進協議会というのがあるんですけど、これは全部 12 市町村入ってるんですが、これは流域の町村全部入ってるんですね。これが動き出したのが、そういう図式的な今言われたような文脈で動き出したのではなくて、これが動き出したのは、私が思うのは、人が 50 人流域で亡くなってるので、これは何とかしなくちゃいけないってことで動き出したということで私は思っていました。そうじゃなかったのかもしれない。

そういうあのいろんな裏の情報ご存じなので、そちらは今、私も初めて菅官房長官からダム、それは知ってましたけど、経団連の会長がですね、言われたことは知りませんでした。

例えば公共事業はすべて悪だと言えればそれは、そういう文脈の中で言えばそういうことなのかもしれませんが、私たちが動いたのは純粋に、純粋にじゃない人もひょっとしたらいるかもしれませんが、私は少なくとも純粋に、人が亡くなってるのでこれを何とかしなくちゃいけないってことで動き始めたいということですね。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） ですから例えば専門家だとかそういう方たちの意見も聞かないで、十分な検証ができたかどうかというそもそもの問題があるわけですね。

次です。まず一つ目ですね。検証委員会の川辺川ダムがあれば、浸水面積が 6 割低減したということについては、国交省は根拠を示しておりません。あるいは住民に十分な説明をしておりません。つまり住民や専門家の疑問があるにもかかわらず、そのことについて丁寧に説明していません。

ダムありきの検証結果についてどのようにお考えかっていうことなんですけど、例えばダムがあればですね、浸水面積が 6 割低減した。多くの命が救われた。だからダムに賛成だ、作るんだってことを蒲島知事も言いました。しかしここに国交省の資料があるんですけど、正徳 2 年、1712 年人吉観測所の換算単位は 6.84 メートル、ピーク流量が毎秒 8900 トン。これ国交省が作った資料ですよ。7 月豪雨の青井神社のいわゆる境内そこにきちっとしたマークがしてあるわけですが、ピーク流量が毎秒 7400 トンで正徳 2 年のときより低いんです。

実際にこの正徳 2 年の時にはここまであったものが今回はさらにそれを超えてるのに、逆

に 8900 トンが 7400 トンだっという結論があるんですね。今回は青井神社の拝殿まで浸水する過去最高の水位でした。このピーク流量が毎秒 7400 トンで、正徳 2 年より低いというその説明をした時に、いや計算式が違うみたいな、何かそんな答弁を国交省がしてるみたいなんです、要するに地元の人たちやら研究者から見るとですね、洪水状況から見たときに、実際に 8900 トンよりか上回っているわけですから、当然 9000 トンから 1 万トン流れていたんではないかっていうふうに指摘をするわけですね。そうするとダムの効果 6 割、これは 3 割ぐらいになります。つまり課題だということになるんですが、市民団体が繰り返しそのことについての申し入れや説明を公開質問状も出していますが、その質問に国交省は全く答えておりません。しかも、11 日、今月熊日新聞に大きく出ましたが、市民団体が独自の調査を元に記者会見をしました。要するに人吉で亡くなった 20 名のうちの 19 名は、球磨川が氾濫する前に支流の山田川や万江川の氾濫で亡くなっているという調査結果を発表しました。

知事はですね、県議会での答弁で支流の氾濫はバックウォーターだというふうに言っています。ですが支流の氾濫時刻の方が本流の氾濫時刻よりも早くて、支流の流れも強かったために、本流を押し上げた。つまりバックウォーターでないっていう証言も被災者の方からあっております。問題はですね、国も県も詳しい調査をすることなく、ダム建設容認に舵を切ったということです。

促進協議会、検証委員会の一員として、このような被災者あるいは市民団体のこの声について町長はどのようにお考えになっているのか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、そのことについて私も新聞読みました。それは何ていうか、根拠っていうことをさっき言われましたけれども、国交省が出してるどこまで水がきて、それが結果的にどうい災害をもたらしたかっていうのは、私は持ってます資料。もしあれだったら、ちょっとその部分はお見せできるんですけども、ちゃんと測って、持っておられますか、そうですか、ちゃんと測って、きちんと出しておられますので、それが根拠じゃないかなって私としては思いますが、それが根拠ではないというふうに、ないところから議論が出発すればそれは根拠ではないのかもしれないけど、それは今言われたことは、熊本県とか、あるいは国土交通省に対して疑問を投げかけ、向こうは答えられないのかもしれないけど、疑問を投げかけるべきであって、私たち流域 12 市町村に対してですね、投げかけられるべき問題ではないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、そういうものを含めた上で、理由はいろいろあったにせよ、50 人の方が亡くなっているんで、その 50 人の方々が亡くなるような事態に今後ならないようにするためにはどうしたらいいのかっていうことで、多分、ダムの問題が出てきたと思うんですよね。

私たち上流域、水上、湯前、多良木、あさぎり。錦はちょっと球磨川でかなり今度浸水しましたので、それから脇いの川があって、あそこはゼンカイミートですかね、全部浸水をしてしまいましたので錦町は違うかもしれないですけど、水上、湯前、多良木、あさぎりあたりはですね、やはり球磨川はきちんと河道掘削と樹木伐採をしていただければ、今回のように災害起きなかったのも、でも差し迫って来年危ないと言われてる人吉、それから球磨村、芦北、坂本町あたりのことを考えるとですね、やっぱりこれは向こうがつくってほしいということであれば、私たちは上流域の人間なので、そこらあたりはやはり下流域でそうしてほしいということであればですね、そこは、はい、考え方を一緒にして応援をしていかなくちやいけないうふうな上流域の町村長は思ってると思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） そこで町長に 1 点だけ伺いたいんですが、町長はですね、人吉市、球磨村、実際にそういう被災された地域に自ら足を運んで調査をされましたか、どうなのか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、人吉市の方には行って、ボランティアをちょっとやりました。これは体を使うボランティアもやりましたが、主にそのあとは物を運んで、物を知り合いのところに持っていくというふうなボランティアをしております。それから球磨村には、ボランティアしたときにはまだ行ったらかなり邪魔になるんじゃないかなということで行けなかったんですが、あとで球磨村の被害状況見とったほうがいいよってということで、友人に言われましたので、これは公的なことじゃなくて、個人的に行ってみました。

そしたら電柱の上にプロパンガスがひっかかってました。かなり高いところですよ。ここまできたんだなということで、これは球磨村の方が、比べることはできませんけれども、球磨村の方がかなり酷かったですね。219号線にあった家は全部流されてますし、すごい状況でしたので、そういうのなんていうのですかね、こう、見に行くというのが非常にこう、何か気持ち的にですね、あまり進まなかったんですが、しかし現場を見るというのは必要だと思いましたので、行ってきました。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは二つ目のですね、流水型ダムでも緊急放流はあり、ダムは危険性がある。命の危険を脅かすダム建設はすべきではないと思うが、どのように認識されているのかについて伺います。

実は新潟大学の名誉教授、大熊先生という方がいらっしゃるんですが、既存の流水型ダムはまだ全国に5基しかありません。今6基目が立野ダムにできつつありますね。ダムの高さである堤の高さ、これが約20メートルから50メートル、水をためる量となる洪水調節容量も約70万から650万立方メートルのいわゆる小規模ダム。今あるのは、小規模ダムだけなんです。ところがその川辺川がですね、流水型ダムに設計変更された場合、堤の高さが100メートルを超え、洪水調節容量は8000万から1億立方メートルの巨大なものとなるっていうふうに言われてるんです。

流水型ダムでも、計画以上の降雨があれば満杯となって、緊急放流が避けられないということも指摘をされているんですが、緊急放流そのものについてもですね、今回の市房ダムの問題でかなりいろいろ議論もありました。要するに、降った雨をそのまま流すんですというふうに国交省も県も言うんですが、しかしそのことによって急激に下流域の水位が上がることは国交省も認めています。そしてその結果下流の洪水をさらに広くするということは、現にこれまでであったことです。ですからテレビで危険です、すぐに命を守る行動に出てください、と必死の呼びかけをするのはそういう理由があるからですね。

9月議会でも申しましたが、肘川、鬼怒川、ここでは過放流で死者が出て、裁判が今継続されています。そこで命を守るためにですね、命を危険にさらすダム建設、これが本当にいいのかどうなのかということについて、町長自身はどういうお考えをお持ちなのかということです。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今最後に言われた一言なんですが、命の危険、命の危険を伴うダム建設と言われましたけど、一方ではダムがなかったから命が守れなかったという論もあるってことはご存じだと思います。こちらはどちらがいいのかっていうのはなかなか私たち素人には決めかねるっていうか、問題だと思えますし、私は土木工学の専門家ではありませんので、そこあたりはなかなかわかりません。

ただ、今おっしゃったように立野ダムがですね、1000万立方メートルに対して、川辺川ダムは8000万立方メートルですので、8倍の大きさですよ。ですから、川辺川ダムの方がかなり大きなダムになるということにはなっていると思います。議員のずっと言われる文脈からいえば、そういうものが企業との癒着につながり、政治家との癒着につながり、だからその、そんなことを言っておられませんけれども、公共事業は悪であるというふうな考え方

に基づいて言っておられるのか、そのら辺はちょっとよくわかりませんが、流水型のダムはどうなんだっていうご質問なんですけど、なかなかそこを理論的にこたえることは私は専門家でないのでできません。

ひっ迫した危険のようなもの、これは緊急放流という言葉ですよ。これは言葉が今ちょっと変わっておりますね、緊急放流とはこれから言わないようにしようということで、言葉はだから現象面は一緒だと思うんですが異常降水時防災操作というんだそうなんですけど、異常降水時防災操作ですね。緊急放流というのは、ダムが水をせき止めている、ダムが満杯になったので、これからの先の降った雨は下流に流しますということを、それは議員もさっきおっしゃいましたよね。そういうことです。

○9番(久保田 武治君) お考えになってるかというふうに聞いているので、緊急放流のことはわかってます。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、ということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(高橋 裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) 三つ目のですね、川辺川ダム建設予定地の地質が弱いというふうに言われているんですが、流水ダムに耐えられるかということです。

実はですね、もう亡くなっておられますが、松本はたおさんっていう熊本大学の理学博士、この方はですね、昭和60年に昭和天皇、61年に礼宮さんに皇居に呼ばれて講義をなさっている著名な学者なんです。この方がですね、20年ほど前に川辺川ダムの地学的問題っていうパンフレットを出されております。松本先生はですね、建設予定地の相良村の藤田地区、これ予定地、町長もご覧になったことがありますよね。そこに足を運んでですね、調査した上で、ダムサイト右岸の高所、高いところ、立野地区っていうところなんですけど、ここが地すべり地域であって、ダム建設ダム貯水などによって地すべり地域に危険な影響を与えるのではないかと危惧しているところの中に書いておられます。

またダムサイトの地質図を作ってますね、ダムサイトとしてはあまりの脆弱さ、危険度が高いことに愕然としたこと、また同行したコンサルタント技術者、この方は少なくとも4カ所のダムの調査設計をしたそういう技師なんですけど、何であんな悪い土地にダムサイトを決めたんですかねっていうふうに言って呆れていたというふうなこともこれに書かれています。

このような場所にですね、流水ダム、今回予定されるのは、県庁本館をはるかにですね、しのぐ巨大な構築物ですよ。そういうものをつくった場合に耐えられるかどうか、検証がされたのかどうか町長に伺いたいんですが、建設予定地のですね、地質が弱いっていうことについてご承知ですか。

○議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) それは今回初めて伺いました。

○議長(高橋 裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) 町長もご承知のとおりですね、今、大蘇ダム、阿蘇、大分を跨いだですね。当初からここはですね、漏水の指摘があったのに、強行して改良を重ねて、当初予算を5.5倍の720億円をかけてやっとならぬで完工したわけです。ところが今回、新聞に大きく報道されたように漏水が止まらない。調査をしても原因がわからない。そういう事態になっています。先日、阿蘇市や産山村の市長や議員らが完工式を欠席する事態となりました。

今建設中の立野ダム、阿蘇に今工事進んでいますが、ここも予定地の周辺はですね、熊本地震で崩落した箇所があるところなんです。地質面での危険性が問題になっていますが、川辺川ダムでも地質の問題を避けて通れません。その点、検証をされた上でのダム容認なのかどうか、その点、町長。

○議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先ほど申し上げましたように、私は土木工学の専門家ではありませんので、そこらあたりは国土交通省の方ですね、きちっと計算をされるというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 次は四つ目に移ります。流水型ダムでは濁流が長期間に及び清流でなくなるといふに言われております。どのようにお考えかということなんですが、先ほど紹介した大熊先生、これ既存の流水型ダムのいずれの穴には、ゲートは付いていないが、環境への負荷、影響が多いついというふうに指摘をされているんです。

実は2005年に竣工した益田川ダム、これが1番最初にできた流水型のダムですね。日本で、供用開始後にですね、県が公表した環境調査によりますと、鮎の遡上が阻害されたり、土砂の一部が流れずに堆積するなどの点が明らかになったと報告をしています。大熊先生によりますと、川辺川ダムでは調整容量が大きいためにゲートが必要となる、この影響は未知ではあるが、ダムに水を一旦溜めるため、いわゆる淡水域、水をためる区域がですね、広く、流速がほとんどない時間が長くなることから、土砂の堆積は避けられないというふうに述べておられます。

つまり流水型ダムは通常は水を流すんですけど、洪水時には常に濁流がですね、流れて、清流日本一の川辺川が死の川になるんじゃないかっていう指摘なんです、この意見に対して町長どんなふうに考えになりますか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、やはり私は川辺川、清流川辺川確かに大事だし、日本一の清流というふうに言われて、人吉球磨の誇りですよ。でも、それはそうです。

それと例えば、さっきダムをつくることは人命を失うことになるから危険だっておっしゃいましたが、それは逆にダムをつくることで防げる、亡くならなくても済む命があるのかなっても、そういうふうにも思いますので、そこらあたりは今聞かれたことを専門的なことになりますけれども、やはり土木工学の・・・を集めてダムをつくってほしいというふうに県知事も言っておられますよね。

ですから、それを私たちが受けて、それは良いですねっていうのはいいんでしょうけど、久保田さんの立場ではですねなかなか、それはですねと言いくいと思うんですが、そういうふうな言い方を県知事もしておられますので、そこはやはりダムをつくってほしいという、下流域の方々の考え方、これは方々っていうよりも、町村長ですよ、住民投票やってないので、市町村長の方々の思いついていうか、もうこれ以上、知り合いの人とかご親戚を失いたくないというふうに言っておられる方々がたくさんいらっしゃるということで、これを組んでやはり、こういう今のような事態になったんじゃないかなというふうには思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 実はですね、蒲島知事は当初、12年前、穴あきダムの効果についてはですね、懐疑的だったというふうに言われています。ただ、今知事はですね、技術の進歩に期待したいというふうに今回言っています。しかし問題点が解決される根拠はありません。要するに不確定な単なる期待で、ダム建設を容認する、そのことについては無理があるということを指摘して5番目に移ります。

清流は地域経済に欠かせない資源であり、温泉旅館組合もダム建設に反対をしております。どのようにお考えですかということですが、被災者の皆さんはですね、川辺川ダムができたなら清流が失われ、そうすれば観光や鮎、川下り、ラフティングなどに多大な影響がでる。そうすると当然宿泊客が少なくなります。また清流があればここに住んでいる、そうでなければよそに行くという方もおられます。

被災者の会の集会在先週の日曜日ありまして、私も支援する会員ですので参加をしました。

その集会では人吉に絶対ダムをつくってほしくない。ダムを作らないと命は守れない、そういうことは違う、球磨川は愛しい川、なくしたら人吉は終わる、そんな声も出ました。もちろんダムの方があった方が心配しなくていいんじゃないかっていう声も若干ありましたが、しかし全体としては被災者の方はダムはとんでもないという声が圧倒的でした。

要するにこうした声を無視してですね、ダム建設を強行すれば人吉球磨地域の経済が衰退してしまうということを心配されているわけです。

ダムは一旦作れば100年は、ダムの寿命100年と言われますから、動かさせません。その際に流域の首長たちはどのような責任を取られるのか。蒲島知事は一生自分は被告席に留まった、そういう立場で今回の決断をしたというふうに言われておりますが、促進協議会のメンバーの一員として、今申し上げたような事態になったときに、町長はその責任をどんなふうにお考えになるのでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 12年前に蒲島知事がダムを白紙撤回をされたときは、8割ぐらいの県民の方がそれを良しとされたというのは新聞にも載ってましたので、そのころから比べると全く違ってるのは、気候変動ですよ。これがあるので、今回も気候変動によってもたらされた洪水だったと思います。そういうふうに日本自体が亜熱帯化しておりますので、そういう部分ではやはり危機感を素人ながらに感じています。

被災者の方々がダムはとんでもないというふうにおっしゃった、確かに私も新聞で読みましたので、そこらあたりはもう本当に何ていうかこう、そういうふうにしてもらえるんだと思います。ダム以外に何か、そのやること、このまままた色々こう、また来年来るかもしれないってところがありますので、このあたりは非常に心配するんですが、私がちょっと読んだ新聞に載ったところではラフティングの被災されてる方ですね、ちょっと文章を書いておられまして、自分たちのことだけ考えているのはどうかなというふうな疑問を呈されておりました。こういう気持ちも非常に複雑なところであるとは思いますが。

今経済の衰退、清流川辺川と球磨川、清流球磨川そして鮎がなくなれば旅館組合も反対しておられますし、経済の衰退があるというふうにおっしゃいました。実は町村長が、わかりました。

その責任についてですね。町村長の、ダムを推進している町村長の責任はどうなんだということですよ。やはりそこは責任をもって事に当たらなければならないと思いますけれども、また逆に人が亡くなったことの責任ですよ。例えばずっと反対をしてこられた方々、その結果、今回こういうふうな、ダムを作らなかつたってということだけではないと思いますけど、それはたまたま今度こういう気候変動の中で、そういう問題が起きてきているのであって、ここはやはりどっちの責任だとか、そういうことではなくて、やはりお互い、例えば今の話は私に聞いてもわからない話がたくさんありましたので、国土交通省あるいは県の方にお問い合わせになるということも必要かと思えます。

それから経済が衰退するとおっしゃいましたが、九州旅客鉄道の方では肥薩線に関しては、例えばこのままの状態では、肥薩線はなかなか回復しないと思いますし、肥薩線が来なければ人吉の経済は恐らく相当ダメージを受けます。それは肥薩線それから湯前線も当然、人吉からの人の流れがなくなりますので、厳しいと思います。九州旅客鉄道がどういふふうにご考慮されるかわかりませんが、そこはやはり九州旅客鉄道は株式会社ですので、株主がそれを認められるかどうか、その辺まで踏み込んだときにですね、どんな感じで流域治水をやっていったらいいのかっていうのは、なかなか難しいところだということに私も思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 先ほど町長はですね、蒲島知事がダムを中止、8割って言われました

けど、事情は違います。というのはですね、利水裁判で負けて、しかも漁業組合がですね、漁業権の収用を否決しました。つまりあの時点ではですね、ダムを作ろうにも作れなかったわけです。ですからいう判断になっております。今回民意が動いてるっていうふうに言っていますが、動いたのは民意ではなくて、蒲島知事が変説をしたっていう、私はそういうふうに見てます。

6番目にいきます。知事は命と環境を守るダム建設と流域治水というふうに言われています。ダムを前提にした流域治水はダムのカットを前提にしています。ですから、ダムありきでやると、ほかの治水対策はそれに合わせたものになります。

当初から1000年に一度などの洪水を想定したそういうものを積み上げたですね、流域治水っていうものを考えるべきではないかというのが私も含めたそういう市民団体の考え方なんです。この間ですね、国交省が行った流域の土地や堤防のかさ上げはダム建設が白紙になっているにもかかわらず、ダム建設を前提にした高さまでしか行われずに被害が拡大しました。今回、国交省や県が提案している流域治水もダムのカット量を前提としています。ですから対策を当然それに合わせたものになる。つまり堤防の強化だとか川底の掘削だとかいろんなものをですね、それに合わせたものになってしまうということになります。

ダムは80年に1度の確率を前提にしてこれまでなされておりますが、1000年に1度というとてもない洪水が頻発する、そういう時代にダムが役に立たないという理屈も当然成り立つわけです。7月豪雨で川の土砂の堆積がひどい、早く何とかしてほしいという声がたくさんあります。町長もお聞きになってると思います。

今後予測される大洪水で住民はどこに住むべきか。またこの地に留まる上では、どのような対策が必要になるかなどを早く示してほしいという、そういう声があります。ダムの議論でなくてそういう目の前にあるものをですね、首長たちがしっかり取り組んでほしいっていうそういう声なんです。ですから徹底した情報の公開と住民の要望に基づいて、災害や治水の協議を始めるべきだというふうには私は思ってるんですが、それについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、復旧復興をおざなりにしているわけではないと思います。

今現象面だけ見てみると、西瀬橋の権限代行とかですね、仮設住宅とか、そういうものをつくりながら、被災者に寄り添った政策は行われていると私は思ってます。復旧復興をおざなりにしたままダム建設とは誰も言ってないと思います。

そこはやはりプロパガンダの一種なんでしょうけど、そういうふうに言うと、ほんとに復旧復興をやってないように見えますけど実は復旧復興もやりながら治水を考えていくっていうスタンスだと私は思ってますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは最後7番目の質問に移ります。住民はダムより復旧復興を求めており、町長はダム推進の旗振り役をやめるべきだと。どのようにお考えか。ちょっとお待ちください。

この間ですね、相良村長個人的には村民の対立を避けるために、ダムの賛否については、私は見解を述べませんというふうに言われています。つまりダム一辺倒ではありません。それから首長それぞれのニュアンスの差があります。

ただ促進協議会はですね、一貫して、ダムだダムだというふうに言ってただけのことで。住民に最も身近な首長、その中で1人でも2人でもですね、立ちどまって、民意をしっかり把握して、説明責任を果たし、ダムありきでなく復旧復興まず優先させて、そして被災者や住民の立場に立った行動をですね、するべきではないかというふうには私は思ってるんですが、町長どんなふうにお考えになってますか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これは流域 12 市町村長全員そうだと思うんですが、市長村長の役目は住民の皆さんの生命財産そして、身体を守ると、生活を守るということが役目ですよ。

今あの旗振り役だとおっしゃいましたけど、私はいろんな資料も公的な文書、それから録音、いろんなものを見てもらってもわかりますが、1 度もダムをつくれとは言っていないんですね、私が言ったことありません。ありませんけれども、ただ、12 市町村で被害を受けているところがあると、しかもそこは緊急に何かをしなくてはまた災害が起きるかもしれないというふうに判断されている、切実にそういうふうに思っておられる市長村長がいらっしゃるということであれば、私は、私自身は多良木町の住民の方に責任を負ってますけど、下流域の住民の方に責任を負っておられる方々がですね、そういうふうに言っておられるということは、やはりこれは全町村長、先ほど言われたように、相良村長ははっきり表明をされてませんけれどもですね、こないだ五木村長ははっきりおっしゃいました。そこでもいろいろ、県知事が来てお金を積んだだけかみたいな話がありますけれども、しかしお金は大事だと思います。これからの五木村の発展のためには必要だと思いますので。

そこはやはりそれぞれの町村の事情があると思いますのであれなんですけど、多良木町の住民の方を守るのが私の責任ですので、そして、上から上流から流れていく水を人吉にたくさん水が流れていかないように、それを川辺川でカットするという考え方は、私は素人ですのでなかなかそこは断定はできないんですが、合理的な考え方ではないかなと。市房ダムで 500 カットできる、そして川辺川ダムでカットして、あとは河道掘削、樹木伐採、そして、堤防を引堤って言うんですかね、中河原を半分にしろとかいう論議も人吉ではあるみたいですが、そういういろんな手だてをしていって流域の皆さんを守っていくというのは、これはもう当然、町村長が考えられることではないかというふうに思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） ダムができるまでに 10 年と言われてますので、その間の治水対策どうするかということがまず前提にならないといけません。ですから、何よりもですね、私が申し上げたいのは、住民本位、民意をしっかり酌み取ること。そして慎重にそしてさらに何よりも大事なものは、科学的な検証を行うこと。思い込みでなくて。ダムありきでなくてですね。そういった今、対応が求められているのではないのでしょうか。そして説明責任をきちり果たす。是非、そのことをですね、やっていただきたい、そのことを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（高橋 裕子さん） これで、9 番久保田武治さんの一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は 1 時 15 分より開会いたします。

（午後 0 時 5 分休憩）

（午後 1 時 15 分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、11 番猪原清さんの一般質問を許可します。

11 番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11 番（猪原 清君） 11 番。通告に従い一般質問を行います。質問に対する明確な答弁と納得がいけば、短時間に質問を終わりますのでよろしくお願い致します。

まず、質問事項の第 1、機構改革、行政改革について、今年 9 月に就任された菅義偉内閣総理大臣が先日の所信表明で演説において、行政改革、縦割り行政既得権益の打破等の改革を

断行する。また、すべての行政手続のオンライン化を進めていくと表明されました。

本町でも先日、機構改革が断行され、条例案も可決されました。この機構改革について、今回の機構改革の内容に対する町長の決意。まず第1項目にそれをお聞かせください。

○議長（高橋 裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今回の機構改革につきましては、最初に、係長会でまず、係長が1番仕事の内容わかっておりますので、係長会でいろんな提案を出してもらいました。そして、それが大方まとまったというところで1回、昨年ですね、議会の方に出させていただきました。このときはいろんな議会の方々からご意見をいただきまして、そのご意見をもとにもう1回、今度は課長会の方で色々協議をいたしまして、今回、全員協議会の席で総務課長の方から議員の皆さん方にこういう形でやりたいということで、提案をさせていただきましたところ。

やはり一番の問題は、問題といいますか、これは先ほどのご質問の中にもありましたけれども、住民サービスをきちっとやりましょうという、そういう形での機構改革、それから少子高齢化に対応する機構改革、こういうことを主眼に行ってきておまして、もうまさに私たちの仕事というのは、住民の方々に対するサービスをするためのサービス産業ですよ。町の仕事はそういうものであるということを、私は常々、職員の方々にも話をしてるんですけども、住民の方々に来ていただいて、そして、来ていただいた目的をきちっと達成していただいて、喜んで帰っていただくと、そういうのが、私の仕事でありますので、そこはきちっと皆さん、これから守ってくださいねという話はしております。

具体的な細かいことにつきましては、総務課長の方から只今からご説明をいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 裕子さん） 総務課長からの説明ありますか。

○総務課長（仲川 広人君） お願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。今回機構改革につきましては、議員懇談会の折にも、内容については説明させていただいたところでございますが、機能的な組織機構の整備だけに留まりませず、専門性とそれから人事異動の柔軟性を確立するために、資格免許職の役職制を導入するなど、町民ニーズへの的確な対応が可能と内容となっているというふうには考えております。あとまたご質問の中で。

○議長（高橋 裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） はい。もう説明も受けてますので、この件については、以上です。

それでは質問用紙の(2)マイナンバーカードを活用した行政手続のワンストップサービス推進など行政手続改革、簡素化、簡略化についての考えを伺いたしたいと思います。本町としても行政手続のオンライン化が国の施策で実施されることも見据えた上で、先行しているマイナンバーを活用した行政手続の、いわゆるワンストップサービスを一刻も早く進めるべきだと思います。

町長はもう先ほども言われたとおりですね、役場はサービス産業ということで、例えば住所異動手続き一つにおいても複数の課、係に回されるという、従来以前の手続方法が今なお続いています。何のためのマイナンバー制度でしょうか。なぜこういうことを聞かかという、やはり住民からそういう声が上がってるから聞くわけですね。住所移動しに行ったら、あそこの課、そこの課、あそこの係に行ってくれと。

数年後にはマイナンバーカードが健康保険証や運転免許証として使えるようになります。既にご承知かと思いますがニュースでもアナウンスされてますが、もう3年後には運転免許証をマイナンバーでできるということも報じられております。

総務省のホームページ、自治行政局住民制度課によると、マイナンバーカードの普及促進利活用等についてという部分で、マイナンバー制度は複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための基盤（インフラ）であると定義しております。

そして公平公正な負担と給付のため、まず一つが納税者番号、納税改革では税務当局が取得する所得や納税の情報を、マイナンバーで名寄せし所得把握の精度を向上させる。二つ目に社会保障番号、これは給付改革ですね、ではマイナンバーを活用し、年金、福祉医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供するとして、より効率的な住民サービス、町長が再三言っておられる住民サービスですね、のため情報提供バックオフィス改革というところでは、一つ目に国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理しているさまざまな同一人の情報をオンラインで紐づけし相互に活用する。二つ目が行政手続を行う際の添付書類の削減、ペーパーレス、複数行政機関にわたる手続のワンストップ化を図るとしています。

総務省の行政ホームページですね、これ行政効果、評価局というのが出しているホームページがあるんですが、恐らく職員さんもお覧になってるかと思うんですけども、マイナンバーについて事例が幾つか挙げてます。マイナンバーの活用ですね。その事例の中で、兵庫県の姫路市というところは券面情報による申請書自動作成サービスということで簡単に言いますと、まず、住民の方が来庁されます、来庁目的を選択されます、証明書の発行とか転入転出、必要な書類等選択してカードをセットし、暗証番号入力すると申請書類が出力されるという。簡単な方法ですね。マイナンバーを使った。これに必要なとする姫路市の整備費用が320万、約320万ですね。それぐらいの整備費用だということで、こういう先進取り組みの行政またホームページには導入費用も出てきますので、そういうところも含めてちょっと費用がかかるからできないとかそういうことは多分ないと思いますので、そちらも早急に取り組んでほしい。

それとコンビニ交付サービスというのをご存じですよ皆さん。全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等が取得可能で、マイナンバーカードの導入に伴い、導入団体の普及拡大を図るとなっています。多良木町ではいまだに導入されておられません。近くでは人吉市が導入されているということで、現代の日本という先進国において、マイナンバーカード導入に伴う効率的な住民サービスが受けられる自治体と、そうでない自治体が生じているということは、庶民、私たちから見ると何とも不公平なことです。

マイナンバーカード制度は既に何年も前から導入され、私も含めてマイナンバーカードを取得している住民は、相当数に達しているということを考えれば、当町でも速やかにマイナンバーカードを活用している先進自治体に足並みをそろえる必要があります。この町にもコンビニエンスストア、複数軒営業されています。国はコンビニ交付サービスにおける費用負担の緩和策も講じています。コンビニ交付サービスも一つの町民への行政サービスを効率的に提供するものと考えますし、住民サービスの充実が若い人たちの移住定住を促進すると考えてます。

全国には先ほど申しましたとおり、マイナンバーかつカードを活用し、先進的な行政サービスに取り組んでいる自治体が数多くあります。地方創生と言っても町にないものをつくるのではなく、町にできること、町に今あることを伸ばす、そこから地方創生に取り組むべきとも考えます。行政手続のワンストップ化等、先進的行政サービスについて、今後どのように取り組んでいかれるか考えを伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それでは、お答えいたします。ご質問のまずコンビニ交付サー

ビスにつきましてですけれども、ただいま議員申されましたとおり、全国ではコンビニ交付サービスが行われておりますけれども、本町ではまだ実施をしておりません。まずですね、このサービスを本町で実施するためには、まずシステムの改修が必要となっております。システムを改修する費用ですけれども、概略です、内容等にもよりますけれども、700万円から3000万円ぐらいかかるところで見込んでおります。また、その後ですね、ランニングコストを維持経費としまして、年間200万円から500万円程度必要になるかと思っております。一応先ほど言われましたとおり、国の特別交付税措置等もございますけれども、そういった経費がかかると思っております。こういった経費等が必要となっておりますので、今後におきましては、財政部局、また関係課とですね、十分検討していく必要があると考えております。

それとあわせて行政手続等のワンストップ化でございますけれども、こちらにつきましてもですね、システム改修が必要となっております、これにも経費が当然かかってまいります。これにつきましても先ほど言われましたとおり、住民サービスの観点からですね、検討していく必要があると思っております。また先進地等もございますのでそういったところでもですね、参考に今後検討していきたいと思っております。

ちなみにですけれども、11月現在のコンビニ交付参加団体数ですけれども、こちらが全国で764団体がコンビニ交付サービスを行っております。熊本県におきましては13団体です。人吉球磨管内では先ほど言われましたとおり人吉市のみがコンビニ交付サービスを行っております。

本町のマイナンバーの交付者ですけれども、こちら11月現在で、1806枚マイナンバーカードを交付しております。交付率にしまして、19.5%の方が本町でマイナンバーカードを作っておられます。

これも先ほども言いましたとおり、国の方です、いろいろと検討されておまして、先日新聞報道によりますと、先日の新聞報道によりますと、今月11日、先日ですね、国からの報告書を取りまとめたということでですね、預金口座等個人番号を紐づけ、また行政手続のデジタル化の目標、また検討課題に関する行程表も示したとなっております。その中には運転免許証等カードの一体化を2024年度末、子育てや介護などの行政手続のオンライン化拡大などは、2022年度中に始めるとなっております。今後におきましてはこういった国の施策の動向等も踏まえまして、検討していく必要があると考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） 私の方からも、ちょっと追加で答弁させていただきたいと思っております。

現在の本町におきましても、行政手続を行う際の添付書類の削減などにつきましては、もう既に、マイナンバーを利用して実施しているところでございます。今の町民福祉課長の方がいろいろ利用の内容とか、今後の国の方針を述べたところでございますが、先ほどあったとおり、まだ取得率の方がですね、2割にも達していないということでございまして、こういったこのマイナンバーカードの取得が進まない、さまざまなサービスの恩恵が一部のみに留まってしまっていて、いろいろ、改修には費用も発生するところでございますが、そういった費用対効果が発揮できないといった状態にもなりかねないということでございます。今後は恐らく国の政策の方がですね、いろいろ動いてくるかと思っておりますので、その政策に沿って今後対応することになるかと思っております。

また先ほど議員が申しあげました自治体独自のこの活用の仕方、いわゆるマイナンバーカードのICチップの空き容量を利用したサービスなどにつきましては、こちらについてもまた今後の検討課題ではないかというふうと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） はい。本町でも19.数%の取得率で、全国的には20%ちょっといって

ということを知りましたが、やはり若い世代とかはそういうナンバーカード取りやすいのかなと思います。実際私の両親には私がマイナンバーを申請して、マイナンバー作りましたけど、マイナンバーを持っているというメリットですね、先ほど言ったとおり、マイナンバー持っていたらこんな簡単にできたよとか、そういう町からの案内とかアナウンスとかあれば、私のような、私のようなちゅうか、あれですけど成功事例があればですね、マイナンバー持っていたらもう簡単に済んだとか、コンビニでも手続そういう書類が受けられたよということになれば、ますますマイナンバーの取得率は上がるんじゃないでしょうかね。

今、子育て世代とかひとり親世帯の話も出ましたが、やはりそういう人たちはなかなか休みを取ってまでも手続ができないとか、いろんな子育てのですね支援が、ちょっと時間的に厳しいとかいうことでありますので、その辺も含めたところでコンビニ交付サービスとかですね、そういうのも先進自治体に倣ってやっていただければますます多良木町は住みやすい町だなと、いうことになるかと思えます。ぜひその辺の取り組みはですね、今後の国の取り組みにもよりますが、いろんな交付金とか補助、そういうのを受けながら町でできることを知恵を出してやっていただければ、これこそ町民の最大のサービスになると思えますのでよろしく取り組みをお願いします。

続きまして、質問事項の2番。4年間の町政の総括等について。先の質問での機構改革、行政改革はもとより、先の定例会議でも質問した、第6次総合開発計画の遂行には町政の継続性が当然必要であり、多くの町民からも求められることだと思います。その前に、町長が町長に就任した4年前から本日までを振り返った総括を町長にお伺いしたいんですが、思い返せば、吉瀬町長が前回町長選挙において多くの町民の支持を獲得し、町民に就任されました。当時は本町には著しい災害は出なかったものの、県下に重大な被害をもたらした熊本地震、それと町に目を転ずれば、槻木小学校の問題、あるいは旧多良木高校の廃校、最近では多良木中学校の移転改築、さらにその任期の最終年度に当たる今年に入ってから、新型コロナウイルスと、追い打ちをかけるように7月の豪雨被害、数々の難題や重大な被害をもたらした災害が町や町政に降りかかってきました。

それらの課題や災害への対応、処置等々振りかえって、まずざっくりでもいいですけど、この4年間の総括をお願いします。また細かい点につきましては、同僚議員が後から聞かれますので、まずはその点についてお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） お答えする前に、先ほどのマイナンバーカードの件なんですが、19.5%で1806人という、取得率が非常に低いので、これはぜひ取得をしていただきたいんですが、簡単なんですよね。町民課の窓口に行って、カードが欲しいって言ったらあそこでちゃんと写真を撮ってくれますので、1カ月後にもう1回来てくださいっていう、それだけのことですね。もう議員の方みんな取っておられると思うんですが、是非、これから住民の方々にそれを周知はしていかなくちやいけないなというふうに思います。

4年間の町政の総括ということなんですが、4年間の先ほどちょっと久保田議員のところですね、お話をした内容もありますけれども、一言で言えば、議会の皆さん方のご協力をいただきながら、いろんな仕事をさせていただいたなど。長いようで、あっという間の4年間だったかというふうに思います。

議員の皆さんは12名いらっしゃいますが、議員の皆様、住民の方々に選ばれて議会に上がってきておられるということですので、皆さんの発言、そしてご提案ご提言あたりはもう住民の皆さんの声ということで、執行部は真摯に対応していくということ、そういう気持ちでこれまで対応してきました。そういう中で論議を交わして政策を進めていく上で、考え方の違いとか、そういうの時々あるんですけども、しかし皆さんもですね私たち執行部も素晴らしい他に誇れる多良木町を作っていきたいという1点においてはですね、いささかも変

わることはないと思いますし、そのような見地から、議論することは議会制民主主義の観点から申しますと、本来あるべき議会の形ではないかなというふうに思っております。これからもぜひですね、忌憚のないご意見を拝聴できればというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議員のおっしゃるとおりですね町政の展望はこの地方のみならず、県の動き、それから九州全体の動き、そして国の動き、それがどういうふうに変わっていくのかということですね、透視図的にパステクティブに見極めながら、10年、20年あるいは30年先を見ながら、政策を考えていかなければならない。一日一日の積み重ねであるというふうに考えております。議会の皆さんも執行部も、そうした俯瞰的な観点から、町の舵取りが要求されてくると思うんですが、何分公金を使って税金を使ってやる仕事ですので、きちんと段階を踏んでですね、間違いのないように要点を抑えながら、議員の皆さんと共に慎重に、あるときには大胆にですね、政策を進めていければというふうに思いながら、これまで仕事をしてきたところです。

仕事は謙虚に、誠実にやってきたつもりなんですが、いろんな評価があると思うんですけど、どうしてもこれまでやってきたことってということになりますと、最近のことが頭に浮かんできまして、今回7月豪雨がありました。その前に、ちょうどですね、人吉水上線を皆さんで何とかしようということで、議会の皆さんと一緒に歩いているときに、地元の議員の方がいろいろな話をする中で、どなたか、私ではないんですが、どなたかが、河道掘削というのは、国管理の河川だけしか今してないので、できれば県管理の中小河川ですね、もやっていただけないだろうかという話がありまして、その話の流れの中で、地元の議員の方にちょっとお願いをして、水管理局の方に国土交通省の方に伺いましたら、じゃあ、予算を付けましょうということで、かなり大きな予算を付けていただいて、中鶴橋から牛島までですね、河道掘削をしていただきました。これはすごくよかったなというふうに思ってますんで、やはり地元の国会議員の方、それから、そのとき提案していただいたきっかけをつくっていただいた議員の方ですね、こういう方々の力で今回のいろんな形で、災害が防げるという仕事のできたのかな、このことは本当によかったなというふうに思ってます。もしあれがなかったら多分蓮花寺、牛島地区、下鶴、中鶴あたりはですね、水が多分越水してきたんでないかなというふうに思いますので、これが非常に印象に残ってます。

それから3年間続いてきました子育て関係の事業ですね、先ほどもちょっと質問の中に出てきましたので課長が答えたと思うんですが、そういう仕事をやって、これも印象に残ってますね。教育の面では、これは教育長の力に負うところが大きいんですけど、熊本大学の附属小学校との連携協定を結んでいただきました。それから、英会話ですね。オンライン英会話を進めていただきまして、非常に小学校6年生、3校とも力がついてきているという話を聞いております。一説にはですね、1番最後の授業のときに、中学校の先生が授業参観に来ておられて、こんな子ども達を教えるのは大変だなというふうにおっしゃっていたというような話ですね、印象的でした。それだけ力がついてきているのかなというふうに思います。また先生方、学校の先生方の指導力を高めるために、そのための連携協定も結んでいただいております。これは教育長の力に負うところが大きかったかなというふうに思ってます。

それから、地方創生の新たなステップアップのために、町村の場合はいろんな段階を踏んで、議員懇談会、全員協議会そして予算を上げて議会で可決していただいて動くということに、当然これは税金を使っていく事業ですので、そういうことなんですが、しかしそれは自由に動ける法人組織を、今回議会の方のご承認をいただいてですね、今、国道筋に作っていただきました。こちらがまたいろんな形で、外部と動いていってくれるような多良木まちづくり推進機構というんですけど、それには非常に期待しております。

それから、もう私は撤退の政治とよく言うんですけど、財政のスリム化のためには、やは

り時代時代に必要な施設組織と、やはりもう時代を経て、ある一定の役割を果たした組織というのがあると思います。ですからそこはもう民間の方に、町が持つておくのではなくて民間の方に移していくということも必要かなと思いますので、今回の今回っていうか、3年前ですね、保育所を社会福祉協議会の方に持つていただくと、町の直営から外れていきました。今後、これからは今、多良木学園の指定管理を今していただけてますけど、こちらを今議会の方にご相談して、将来的にはここも保育所と同じような形でですね、町の手から離れるという形にできればと、民間の方でできればというふうに思っております。

話せばすごく長くなるんですが、あとは米のブランド化ですね、これが非常に印象に残ってますね。あと道路あたりは、これは道路はいつも環境整備課と相談をしながらどこをやるっていうことを毎年決めてますが、平成29年から令和2年度までは中島線がかなり広がっております。それから鬼山線ですね。そして今、町道口の坪覚井線というのは、こちらもかなり大々的にあそこの公民館のちょっと先から小田のところまで、全部広げるということで、今工事をやっていただけてます。

そういうもろもろがありますが、いろんな仕事をやってきたなという感じがしております。またお聞きになれば、その都度お答えをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○11番(猪原 清君) 議長。

○議長(高橋 裕子さん) 11番。

○11番(猪原 清君) はい。ざっくりとですね、町政を俯瞰した総括ということでお伺いしましたけど、特に多良木高校廃校後から中学校の移転改築計画に至る取り組みと、新型コロナウイルスに対する生活支援、経済対策への効果及び7月豪雨、令和2年7月豪雨が象徴する自然災害への対応、減災対策を今後、今も若干話されましたけど、再度、どのように推し進めていけるか。その辺を簡潔にお願いします。

○議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、コロナ対策の方なんですけど、これはほんとに愕然としたのは3月4日に多良木町の駅周辺をちょっと歩いたんですけど、真っ暗だったんですね。これは大変だなというのを本当に身に染みて感じましたので、やはり飲食店に対する応援はしていかななくちゃいけないってことで、さっき企画課長の方からも話しましたが、固定費がかかるところは何とか応援したいなということと、それからこれは職員の方にも、もう今はまたちょっとなかなか厳しくなってきたんですけど、途中経過のところ5人くらいだったら町中に出て飲食店を応援してほしいということ言ったことはあります。

これからコロナ対策については、先ほども話に出ましたが第3次補正予算が出る予定です。どのくらいの規模かわかりませんが、新聞では5兆9000億円というふうになってました。全体でアフターコロナも含めると、災害、アフターコロナ全部含めると73兆円という、とんでもない金額がこれから国の方で、これは21年度の当初予算も含んでということなんですけど、お金が出てくるということで、今まではやはり慎重に住民の皆さん全体に行き渡るような形、これは町として、これからの将来の展望も含めてですね、リサイクルの問題とか、それから災害の問題とか、そういうものを含めてそういう予算の使い方をさせていただきましたが、第3次補正予算が出ればですね、これはまた先だって議会の皆さん方にご相談をしましたようなこととしていかななくちゃいけないかなというふうに思っております。

それから災害についてですけれども、国土交通省の八代河川国道事務所というのが出先機関があるんですけど、こちらに今の所長がよくこられるんですけど、お話をして河道掘削の効果がすごくあったので、ぜひ中鶴橋から上の方も河道掘削をお願いしたいということをお願いして上げてます。それは令和2年度の予算ではまだないということですので、3年度の予算にぜひ組み込んでいただきたいなというふうに思ってます。やはり樹木伐採と河道掘削っていうのは、水が来たときにそれを川がそれを全部含んで外に、下流に流してくれると、下流は大変

だと思っておりますが、流してくれるということで非常に上流域には効果があるものですので、これはぜひ、予算をとっていただいで進めていただきたいと。そのために八代河川国道事務所にもまた再度行ってみたいというふうに思っております。

そういう諸々のことも含めて、これからやっていかなくちやならないことはたくさんありますので、ぜひですね、議会の方のご指導いただきながら、逐次その都度きちっと、多良木町の住民の皆さんの生命と生活を守るためにですね、頑張っていければというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） 町政の総括等については以上で終わりますけど、それでは、その流れというか、来年 2 月に実施される多良木町長選挙への出馬の意向ということでお伺いしたいんですけど、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染対策と、それに伴う各方面への支援、豪雨災害対応等々での町長をトップとしたさまざまな行政の対応は、町内外からも高い評価を受けていることは自明のことです。また、今後は中学校移転に伴う教育環境の整備や、広大な跡地の有効活用と、役場を中心とした行政・防災・教育・スポーツ・環境、特にグラウンド、総合グラウンドを発展させ、球磨地域全体のスポーツ振興に大きく寄与することになる 400 メートルトラックの整備。これを含めたスマートシティ。さらに多良木警察署改築問題と、現町政のさらなる継続、進化は、間違いなく町の発展のためには必要です。

この 4 年間で 100 点の仕事ができるとは思ってませんということであれば、引き続き、町長には重い責任と負担をお願いすることになります。2 期目に臨まれるとなった場合の覚悟と具体的な施策、将来を見据えた、本町をどのように導かれるかをこの場で明確にお聞かせください。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 進退をどうするのかということでご質問だと思います。

先ほど申し上げましたが、これまで仕事を振り返って、それではこれからどうするかということになりましたときに、継続事業を含めましてのことになります。多良木町の課題が幾つか浮上してまいります。

それを挙げてみますとまず一つに、近年、先ほど言いました、全国的に頻発している地球温暖化、そして気候変動ですね、こういったものに関する豪雨災害、地震、津波、津波は多良木はありませんが、そういった災害から住民の皆さんを守っていくためにはどうしたらいいのかという課題があると思います。今防災行政無線をかなりお金をかけて整備しておりますが、こちらの一部ちょっとこう、機械の具合がですね、いま一つってところもありますけれども、これは順次、訂正、修繕をしていけるとは思いますが、それから現在 2 人いらっしゃる地域おこし協力隊ですね、の方が住所をに多良木町に置いておられます。こういう有能な若い方々、一人はリクルートの社員でした。そしてもう 1 人は NHK のディレクターをされてた方で、すごく人脈を持っておられます。こういうお 2 人の今までなかった地域おこし協力隊、これは担当課の頑張りによるものなんですけど、そういう方々が多良木に来ていただいて、定着をしていただければというふうに思います。

それから、これは多良木のためにすごくよかったなと思っておりますが、前の町長それからいろんな形を取って議員の皆さん方ですね、ご協力をいただいて、やっとならね、上球磨消防組合の庁舎が多良木町に建ったと。これはその後いろいろ紆余曲折あったんですが、消防組合の議員の方にも非常に努力をしていただきました。大変感謝をしております。そのときにですね、若い議員の方がいらっしゃって、その方が言われたのを非常に印象に残ってるんですが、自分がこの庁舎建設にかかわることができて、自分の生涯の中ですごく印象に残る出来事だったので、これはもう本当に記念碑になるべき仕事をさせてもらったなと。子ども達に誇れるすばらしい一日になりましたというふうに落成のときに、あのときは供用開始式だっ

たんですが、言っておられました。それが非常に印象的だったんですが、それから先ほど言われた公立中学校のですね、新築移転という問題もあります。これも今徐々に進んでいまして、設計の段階に今度に入っておりますが、それから IT ビジネスの事業誘致ということも、またこれからは東京に事務所を置くということのリスクを考えたときに、やはり地方に IT 技術を持ってきて、地方から東京に向けて発信するというのもできるってということですので、IT ビジネスの事業誘致。

それから、旧多良木高校の跡のですね、今の大集会場がありますよね、あそこは白濱旅館とともに、まだこれは多良木町の総合計画に上げておりませんが、やはりシンボルとなる地域ですので、ちょうど町の中心部にありまして、中心市街地の活性化ということも含んで、そこらあたりは皆さんと一緒に考えていければなというふうに思います。

それからこれも、明日議員のご質問に多分あると思うんですが、コンパクトシティという概念ですね、町の中心部に、また町の周辺に中心からそう遠くない場所に、住宅の整備ができればなというふうに思います。インフラを町の中心に集めていくというのは、これから必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、災害に強い町づくりを進めながら、高齢者の方々をどうフォローしていくのかということ。それに地元の方々がそこにやっぱり今車社会っていう前提で町がつけられているところが多いので、できれば歩いて買い物にも行けて歩いて生活できるような、そういうエリアが作っていければなというふうなことも考えております。

それと、多良木学園の民営化ですね。これはもうやはり、議員の皆さん方、ご協力をいただいておりますので、徐々に多良木町の住民の方を雇用していただいておりますので、ぜひこれはやっていけたらなというふうに思います。

今おっしゃったようにこれから、2月に選挙という大きなハードルがあります。そこを乗り越えなければなりませんけれども、住民の皆さんのお許しを得てですね、現在の職を続けさせて頂けるならば、これらの課題解決のために、議会の皆さんですね、に議会の皆さんのご指導を仰ぎながら、多良木町の発展のために全力を尽くして頑張らせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○11 番（猪原 清君） 議長。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） はい。ということは次期町長選挙には出馬されるということで認識して間違いないですね、はい。

やはり行政というのは継続性が大事でありますけど、やはり 4 年間で総括して、まだまだやり残したことも多くありますし、やらなくてはいけないことは先ほど言われたとおりたくさんあります。残念ながらアメリカではですね、1月でトランプ大統領は交代かなということもなってますけど、本町ではですね、やはり是非継続的な政策で、町民のサービスをもっと充実させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

答えを聞きましたので、質問事項の 3 番に移ります。ちょっと趣旨ががらっと変わりますが、認知症見守りネットワークについて質問いたします。本町でも見守りネットワークが運用されていると思います。請求した資料にも見守りネットワークの概要っていうか、そういうのが来てます。

ここ数カ月でもですね、近隣町村を含めたところで行方不明者、徘徊者の捜索事件が数件起きております。幸いにして無事に保護される方もいる一方で、不幸にも亡くなってからの発見という事案も過去には発生しております。行方不明者の情報がもたらされるたびに、地元消防団や警察消防などが捜索に当たりますが、地域の広範囲の見守りネットワークがしっかりと機能していれば、もっと早期に無事に行方不明者を発見できる可能性は高くなると思います。地域で幅広く官民業種の枠を超えた事業者で弱者を見守る、盤石な地域連携を築

くことは、高齢化が進む本町にとっては、喫緊の課題だと思います。

ここにいただいた資料にあるとおりにですね、民間事業者、新聞配達事業者とかタクシー、コンビニ、スーパーなどを書いていますけど、この図のとおり、全ての事業者に対して本人や家族が相談することができます。ただ、果たしてそれが町の町民に周知されているのか、それが私は甚だ疑問だと思います。

であれば、もうちょっと町民に周知する例えば事業者にもですね、見守りネットワークの民間事業者として登録されているのは、あれば、そういう宅配業者の制服のうしろに見守りネットワークですよとか、そういうのをですね、掲げていただいてそういう住民及び事業者に啓発するとか、そういう取り組みも必要ではないかと思えます。

さらにこれから寒さが厳しくなります。もう市房山も今日、冠雪しておりました。徘徊、行方不明ということが今後は命の危険にさらされるということになります。地域全体で弱者を守るということであれば、地域内の事業所全部、住民全体を見守りネットワークの構成者として位置づけ、その仕組みを住民全員にくまなく周知されるのが行政の責務だと思います。

なぜこの場で見守りネットワークについて質問するか。担当課に問い合わせれば簡単に答えは出るかもしれませんが。電話でも簡単に問い合わせればよいと、いうそういう問題ではないですよ。我々議員は町民の代表としてこの場に立っているのですから、ただ一対一での答えを聞きたいわけではありません。町民全体に対して広く行政の取り組みや考え方、町民を守る、そういう取り組みをですね周知したい、周知させて欲しいためにこういう場に立って質問するわけですから、やはりこういう地域包括ケアシステムとか見守りネットワーク、これがもう少し機能するために、もうちょっと踏み込んだ取り組みができないのか。その辺を担当課、役場の職員さん考えておられるか。その辺の認識をお伺いします。

○議長（高橋 裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。まずあの、議員から請求がございましたネットワークの概要ですね、あれにつきましては一応理想といいますか、そういうところでお出ししたところでございます。

現在の本町の見守りネットワークでございますが、まだまだ不完全なものでございまして、私どもも今後もですね、体制及び組織強化ですね、をすべきではないかと考えておるところでございます。実際のところ、この見守りネットワークですね、先ほども申し上げましたが、十分に機能しておりません。

実際その事件等が、事件といいますか、徘徊者の方が発生した場合ですね、その通知先といいますか、ご連絡先が具体的には、消防署と郵便局、警察署、あと包括支援センターですね、この四つに現在ご連絡いたしまして、情報提供等を求めているところでございます。また登録の際ですね、家族の方からの、はい、その方、ご本人がよく立ち寄り所あたりがわかっておったらですね、そういう事業所には直接、お願いといいますか、情報提供をしてですね、いろいろな情報を得たということをお願いするところでございます。

先ほど議員の方、周知の方を当然やるべきだとおっしゃいました。体制の整備がですね、まだまだできておりませんので、なかなか町民の方にご納得いただけるようなですね、情報提供といいますか、この組織のあり方ですね、提供できませんので、これからますます体制整備ですね、ネットワークそのものを整えてから、改めて町民の方には周知していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） 見守りネットワークも地域包括ケアシステムについても、上球磨地域包括支援センターとの密な役所との連携が必要となると思うんですが、簡単に考えれば、例えば今個人情報の問題とかいろいろありますけど、その人の情報をパッとこう、登録した事業所にファクスでもなんでも送ると、こういう情報がすべてに回る。先ほど言われたとおり警

察、消防、そういうところもありますけど、やはり例えば新聞配達の仕事者とか、朝早くから動いておられる事業所、または郵便局ですね、今もうすぐ日曜日じゃなか、今、日曜日ないですかね、そういう事業所、宅配事業所等々も事業所として登録していただいて、瞬時にその人の情報がぱっと流れて、あの人はこの辺で見かけたとかそういう情報がバックしてくるような、そういう安心した体制をですね、とっていただきたいと思います。

やはり上球磨地域包括支援センターにも、町からも多額の出資をしているわけでありまして、ただ、今ある老人の情報とかそういうのを事例研究するばかりではなくですね、今後そういう不幸な人を1人でもなくすそういう事件、事故を壊滅するということでも、もうこれは高齢化、この町にとってはもう何回も言いますが、喫緊の課題です。ぜひ早急に取り組んで取りまとめて町民にお知らせください。

防災無線もですね、まだ、うちはラジオしか入りませんが、そっちの方もですね早く取り組んでいただきたいと思います。お願いします。ということで、今後真摯に取り組まれるという回答を得たところで、次。

○議長（高橋 裕子さん） 猪原議員。ここで休憩入れます。
暫時休憩いたします。

（午後2時07分休憩）

（午後2時14分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。11番。

○11番（猪原 清君） それでは質問事項の4番目。小中学校におけるいじめについて。

まず先日ですね、10月23日の熊日新聞の報道で、全国の国公立小中学校と特別支援学校が2019年度に認知したいじめの件数は、61万2496件で過去最高を更新した。これは文部科学省の問題行動不登校調査でわかったということで、心身に深刻な被害が生じるなどの重大事態も、2割増の723件で最多。いじめを1件でも確認した学校は82.6%に上ったとありました。本町の公立学校でいじめに該当する事案は発生していないのか伺いたい。

この件で、文科省は教員が積極的にいじめを発見し、早期に介入する方針が定着したと評価する一方で、重大事態は潜在的な被害があらわれたと見て、相談体制の強化などの対策を進めるということを表明しています。小中学校が把握した児童生徒の暴力行為は過去最多の7万8787件で、特に小学校での増加傾向が続いております。不登校の小中学生は18万1272人、うち55.6%が年間90日以上欠席しています。熊本県内の国公立私立小中学校と特別支援学校が認知したいじめは前年度比969件増の6539件、対教師を含む暴力行為は同じく58件増の324件だったとも報じております。これほど多くのいじめや不登校、暴力行為が全国でも本県でも認知されるということであれば、本町でも決してそれがゼロということはないと私は考えております。

不登校、暴力行為の報告の実態も含めて伺います。10月30日の熊日新聞では、滋賀県の大津市などがAIがいじめリスクを予測する仕組みを開発し、全国7市が導入を検討していると報道されました。システムは瞬時にいじめリスクを発見し、経験が浅い先生にも適切な対応を促すことができるというもので、比較的大きな規模の市での話ではありますが、当町でも将来的に教職員の不足等がいじめなどの対応の遅れに繋がるとしたら、このようなシステム導入を検討することになると思います。ひょっとしたらこの種のシステムが将来全国的な広がりを見せるかもしれません。

このようなシステムの導入についても今後検討する必要があると思うが、この辺もあわせて伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。まず1点目です。いじめは理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育にかかわるすべてのもの

が、あらゆる手だてを講じて未然に防止すべきものであります。その際いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること。状況によっては生命にかかわる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要があると考えております。

いじめにつきましては、大変残念なことでありますが、本町の小・中学校におきまして令和2年度において5件のいじめを認知しております。どの案件につきましても各学校のいじめ防止対策委員会等のチームで対応し、経過観察や、いじめの解消に向けた取り組みを推進しているところでございます。

次に、不登校につきましては、11月末現在で30日以上欠席がある不登校児童生徒は、小学校が6名、中学校4名の合計10名となっております。暴力行為につきましては、喧嘩により骨折した事案が1件ございます。

AIシステムに関しましては、全国的にいじめや不登校、暴力行為が増加している中におきまして、AIを活用したリスクを予測する仕組みにつきましては、大変興味深いところではあります。しかし、まだ具体的な資料がございません。今後活用の事例や成果等についての研究結果が公表されると思います。その結果いかんによっては導入を検討していく必要が出てくるのではないかと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） はい。では今、不登校も10名ほどいらっしゃるということで、1番の件については承知いたしました。

では2番の全体の80パーセント超で発生しているということであれば、今後本町でも発生する可能性はないとは言えません。どのような防止対策を講じていくのか、また学校、保護者からの報告通報等の要領、体制はどのように定めているか伺いたいということで、仮に現在のところ本町でのいじめについて報告が上がってないということであっても、全国で学校全体の80パーセント超で発生しているという事実を考えれば、今後はそういった事案の発生リスクは大きいと思います。0ではないと思います。

そこで、各町、各学校は、いじめ、不登校、暴力行為の発生を防ぐためにどのような方策を講じているか、講じていくか。マニュアル、教職員等への周知徹底の方法と、また事件が発生した場合、学校や教職員及び保護者からの連絡報告についてどのように定めているか伺います。

今回の全国のいじめ関連の報道を振り返ってみますと、軽微な案件として処理した、いじめとして受け取っていなかった、あるいは知ってながら報告を怠った、さらには見て見ぬふり、なかったことにする、いじめを報告したら自分たちの評価にも影響するとかいう、全国ではこれは確定したことではないですが、教育委員会、学校ぐるみの事案の発生のもみ消しなど起きているというのが現実だと思います。

中国の荀子という方が唱えられた性悪説ですね、性善説というものもありますが、それに反する性悪説。性悪説というのは、もともと人間悪いものという意味ではなくて、人間は弱い者という立場からそういう説が出てきたと思うんですけど、なぜその説を出すかということ、人間は弱いから、例えば報告しない、できない、したくない、これ評価にかかわる。こういうのがですね、人間である以上は往々にしてあると思います。これはちょっと見たけどいじめじゃないだろう、本当はいじめなのにないことにしようとか、そういうのもいわゆる事案の発生のもみ消しということになります。

この町でそのようなことが今後起きないとは考えられませんが、私は起きないことを願っております。将来的に本町でも起こりうるリスクを確認したり、起きたことに対してどのような報告、連絡体制、防止体制を確保をしていくか、その辺を伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。いじめにつきましては、いじめ防止対

策推進法の施行に伴い、すべての小中学校において学校いじめ防止基本方針を策定しております。その基本方針を受け、各種の対応マニュアルも作成し、年度初めの職員会議や校内研修、また、児童生徒理解の時間に全職員への周知を図っております。不登校や学校事故等についても同様の取り組みがなされております。

いじめ、不登校、暴力行為については、その未然防止が大変重要であると考えます。そのためには学校が子どもたちにとって楽しい場所であり、また一人一人が自己存在感を持つことができる学級づくりが大切になってまいります。そこで、町内すべての小中学校において年1回 hyper-QU という、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施しています。これを実施することで、一人一人の児童生徒の学級満足尺度や学校生活尺度を見とることができ、未然防止役立てています。

さらに、先日実施された熊本県学力学習状況調査の児童生徒質問調査においても、同様の結果を得ることができるため、hyper-QU の結果と比較することで改善状況を把握しながら、一人一人の居場所がある学校づくりを推進しているところです。その他にも心のアンケート、教育相談の実施、日常的な観察等を行いながら、また必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門機関との連携を図りながら未然防止に努めております。

連絡報告につきましては、保護者からは担任への連絡や、場合によっては管理職へ情報提供があります。情報提供を受け、事案を確認したときの連絡体制については、各学校必ず管理職に報告し、事実の確認やその後の対応についての検討を行い、チームとして対応を行っております。必要に応じ学校から教育委員会へ、教育委員会から県へも報告を行っております。

また、学校は毎月定例報告を行っております。その報告の中にも、児童生徒の出席状況やいじめの認知、問題行動等について明記しております。教育委員会、学校ぐるみの事案の発生時のみ消しについては、あってはならないことです。先ほどの報告、連絡体制を適正に実施し、常日頃より学校との連携を密に毎月行っております町内校長会、不定期開催の教頭会等でも学校の情報共有を行いながら、常に真摯な対応を心がけております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） はい。数年前にでもですね旧多良木高校の生徒が不幸にも自殺したという事案がありましたけど、必ずしもいじめによるものではないかもしれませんが、そういう事件、事案に、事例にあったときの家族の苦しみは、いかばかりかと推測されますので、今後ともそういう事件事故がないように万全の対策をお取りいただくよう、この場でお願いしておきます。

最後の質問に移りたいと思います。11月12日の新聞報道によりますと、県内学校、これ項目が小中学校のトイレの洋式化についてです。新聞に報道によりますと、県内学校トイレの洋式化率は48%で全国平均を下回り、文科省は改修を推進とあります。さらに多良木町の小中学校にあっては、2016年と2020年の比較で、洋式トイレ化率は県内他町村の洋式化率が上昇しているのに反して減少しております。その理由と今後の文科省の要請に対する対応を伺いたいということで、この新聞をよくよく読みますと減少している理由はまず一つは、一つの小学校の休校ということで、それが考えられると思います。

それは多良木町はそういう事案があったということで考えておりますが、例えば自宅で和式を使ってる家が今どきどれぐらいあるのだろうかと考えたときに、うちは洋式率100%です。2個ありますけど。しかもウォシュレット、洗浄便座つきですね。あれがないと思うと私なんかは生きていけないぐらいの洋式ありきになっております。ただ、それを使ってる小中学校生が通う学校のトイレはまだ半分にも満たない、至ってない。多良木町については半分ちょっと超えていますけど、いろんな話し合いとか報道にもよりますけど、やはり特に女子生徒の中では、和式トイレを残してほしいという方がいらっしゃるという話も聞きます。

それにしても半分しか洋式にはなっていない。なぜか。そういう予算の関係とか、いろんな関係があると思います。ただ、文科省は推進改修を推進しますということですから、これはお上が推進するといえ、町は推進しなくてははいけません。やはり清潔なトイレで自宅で使ってるトイレと同じような、きれいなトイレを使いたいのはもう、人間誰もこれは子どもでも大人でも同じことですので、その辺の取り組みについて、トイレの洋式化への取り組み、これを伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。文科省からのトイレ洋式化の要請は今のところは正式にはあってはいない状況です。各学校現場からのですね、要望の声が多く上がれば、洋式化の検討も今後必要になるものと考えております。

ちなみにですね、学校の洋式化率は柳野分校と中学校以外は 60%を超えておりますので、多良木中学校が移転改築されますと、本町の数値はですね、改善されるものと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） やはりこう全国平均を下回るという報道が出ると、あんまりおもしろくないわけですね、住民も。特にこうやって表で出た場合、多良木町が黒三角してあるとなると、ますますおもしろくないわけですよ、町民としては。

ということは、町民がおもしろくないということは、将来多良木町に移住定住したい、もしくはほかに一回出ていった子がまた帰ってきたいという、こういうのを見ると、やはりそういう判断の一つの基準になるわけですね、移住定住の。さっき、もう前半の質問でもいろいろ言いましたけど、やはりそういうところが移住定住先を決めるポイント、こういう明確に出されると、多良木町は、ああそうか、これでいくと球磨村 100%、ああ球磨村いいなど、そういうことになると思うので、やはりこういういろんな特色ありますけど、こういうやはり必要不可欠な改修とか、そういう他町村へのやはり肩並べとかですね、こういうのは早急に是正して取り組んでいかれないと、町民としてもやはり不公平感はぬぐえないということになりますので、今後の地方創生とか移住定住に関しても、やはり必要なこととなってきます、見守りネットワークにしてもそうです。ですからそういう改善が必要な部分は、国、県からの補助、そういうのも含めたところで情報収集いただいて、ぜひ改善改修していただきたいと思います。

今日は町長選への進退も伺いましたので、私としては満足して質問を終わらせたいと思います。以上で終わります。

○議長（高橋 裕子さん） これで 11 番、猪原清さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 2 時 33 分散会）